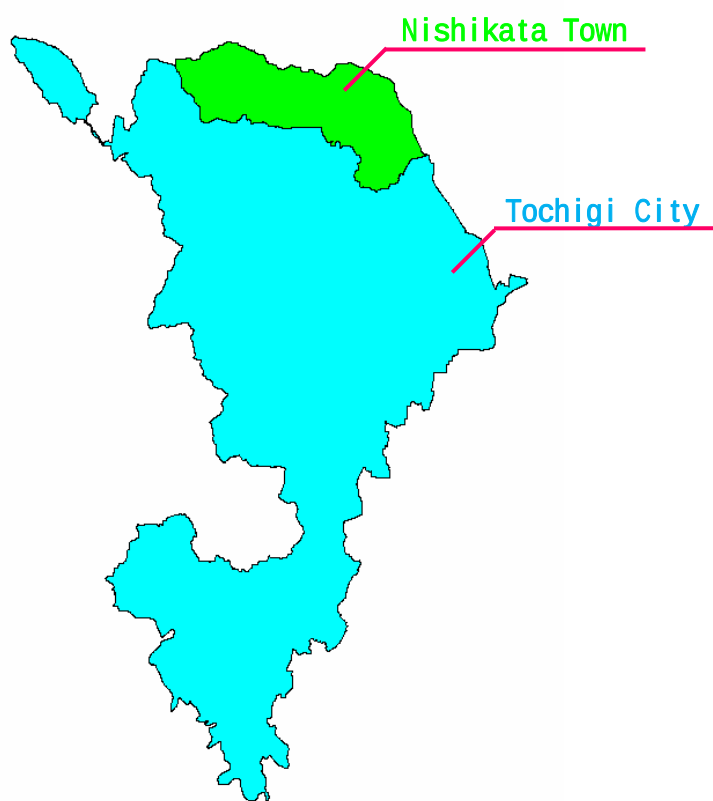


栃木市・西方町合併協議会

第 2 回 会議資料



日時：平成 22 年 10 月 15 日（金）午前 10 時

会場：西方町総合文化体育館 2 階研修室

目 次

(1) 協議事項

協議第 1 7 号	合併協定項目 1 5	使用料、手数料等の取扱いについて・ P	1
協議第 1 8 号	合併協定項目 1 6	公共的団体等の取扱いについて・・・ P	2 6
協議第 1 9 号	合併協定項目 1 7	補助金、交付金等の取扱いについて・ P	3 0
協議第 2 0 号	合併協定項目 1 8	町名、字名の取扱いについて・・・・ P	4 8
協議第 2 1 号	合併協定項目 1 9	慣行の取扱いについて・・・・・・・ P	5 1
協議第 2 2 号	合併協定項目 2 0	国民健康保険事業の取扱いについて・ P	5 6
協議第 2 3 号	合併協定項目 2 1	介護保険事業の取扱いについて・・・ P	6 3
協議第 2 4 号	合併協定項目 2 2	消防団の取扱いについて・・・・・・・ P	6 9
協議第 2 5 号	合併協定項目 2 3	行政区の取扱いについて・・・・・・・ P	7 3
協議第 2 6 号	合併協定項目 2 4	諮問機関の取扱いについて・・・・・・・ P	7 7

協議第 17 号

合併協定項目 15 使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについて、協議を求める。

平成 22 年 10 月 15 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 15 使用料、手数料等の取扱い
調整方針	使用料、手数料等については、負担公平の原則及び受益者負担の原則に基づき次により調整する。 1 ・ 施設使用料等は、原則として現行のとおりとする。ただし、目的が同一又は類似する施設の使用料等については、合併後に再編又は調整する。 ・ その他の使用料については、合併時に統合又は再編する。ただし、占用許可期間等については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合又は再編する。 2 手数料は、原則として合併時に統一する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 5 使用料、手数料等の取扱い	関係項目	
調整の方針	使用料、手数料等については、負担公平の原則及び受益者負担の原則に基づき次により調整する。 1 ・ 施設使用料等は、原則として現行のとおりとする。ただし、目的が同一又は類似する施設の使用料等については、合併後に再編又は調整する。 ・ その他の使用料については、合併時に統合又は再編する。ただし、占用許可期間等については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合又は再編する。 2 手数料は、原則として合併時に統一する。		

(1) 使用料等の総括表

・ 施設使用料等 (印は使用料が無料の施設)

№	項 目	現 況				具体的な調整の内容
		栃木市			西方町	
1	隣保館・集会所	栃木市厚生センター	栃木市大平隣保館使用料	—	—	施設の利用形態に差異があるため、合併時は現行のとおりとする。
2	集会施設	栃木市藤岡遊水池会館使用料			—	現行のとおりとする。
3	公営駐車場	—			町営金崎有料駐車場使用料	現行のとおりとする。
4	公営墓地	栃木市聖地公園永代使用 栃木市藤岡中根墓地永代使用料 栃木市藤岡太田墓地永代使用料 栃木市都賀聖地公園墓地永代使用料			菅ノ沢墓地永代使用料 東上林墓地永代使用料	現行のとおりとする。

№	項 目	現 況				具体的な調整の内容	
		栃木市			西方町		
5	斎場	栃木市斎場使用料			—	合併時に栃木市の例により統合する。	
6	福祉関係施設	栃木市栃木保健福祉センター 使用料 ○会議室（4時間単位） 大会議室、集検室 2,200 円 集会室 1,100 円 ○事務室 月額 100,000 円	栃木市大平健康福祉センター （ゆうゆうプラザ） 使用料 ○会議室等（1時間単位） ・大会議室、多目的ホール、 母子指導室 1,050 円 ・小会議室、研修室 840 円 ・大小会議室併用 1,510 円 ・調理実習室 1,260 円	栃木市藤岡福祉センター 使用料 ○会議室 ・大会議室、大広間 500 円、 700 円、 900 円 ・中会議室 200 円、 300 円、 400 円 ・和室 100 円、 200 円、 300 円 *時間帯により使用料を設定 9 時～12 時 12 時～17 時 17 時～22 時	栃木市都賀保健センター 使用料 ○会議室等（1時間単位） ・会議室、和室 200 円 ・調理室 300 円	西方町保健センター （貸出しなし）	現行のとおりとする。
		栃木市老人福祉センター（長 寿園、泉寿園、福寿園）使用 料 市内居住者 60歳以上 1 日 100 円 小学生以下 無料 一般 1 日 300 円 障がい者及び要介護者 無料 市外居住者 1 日 300 円 30 人以上の団体 2 割引	栃木市大平地域福祉センター （ふるさとふれあい館）使用 料 研修室、和室、学習室及び 木工室 1 時間 1,050 円 ボランティアルーム 1 時間 520 円 陶芸窯 1 回 6,300 円	栃木市渡良瀬の里使用料 市内居住者 1 日 100 円 市外居住者 1 日 300 円 小学生以下 無料 障がい者 無料 カラオケ 1 曲 100 円 マッサージ機 1 回 100 円 グランドゴルフ 市内居住者 無料 市外居住者 1 日 300 円 （入館料含む）	栃木市都賀老人憩いの家 （白寿荘）使用料 市内居住者 60歳以上 無料 小学生以下 1 日 100 円 一般 1 日 200 円 市外居住者 1 日 300 円 30 人以上の団体 2 割引	無し（西方町老人憩いの家を 取り壊したため）	現行のとおりとする。
		—	—	栃木市藤岡高齢者生きがい センター使用料 無料	あいあいプラザ使用料 無料	さくらホーム 無料 西方町ふれあいプラザ 無 料	現行のとおりとする。

№	項 目	現 況					具体的な調整の内容
		栃木市				西方町	
7	商工関係観光施設	栃木市勤労者総合福祉センター利用料金	—	—	—	—	現行のとおりとする。
		—	かかしの里使用料	—	つがの里使用料	—	
		—	栃木市大平まちづくり交流センター（プラッツおおひら）利用料金	—	—	—	
		倭町駐車場利用料金	—	—	—	—	
		とちぎ山車会館入館料	—	—	—	—	
		とちぎ蔵の街観光館利用料金	—	—	—	—	
8	農林関係施設	栃木市農村振興総合センター	栃木市大平町東地区公民館使用料	—	—	西方町真名子夢ホール使用料	現行のとおりとする。 ただし、類似施設については、合併後に調整する。
		—	栃木市大平農村婦人の家使用料	—	—	西方町農村婦人の家使用料	
		—	栃木市大平西地区農産加工所使用料	栃木市藤岡農産加工センター使用料	—	西方町農産加工所使用料 西方町真名子加工所使用料	
		—	—	道の駅みかも使用料	—	西方町道の駅にしかた使用料	
		栃木市出流ふれあいの森利用料金	—	—	—	—	
		—	—	わたらせふれあい市民農園利用料	—	—	

№	項 目	現 況					具体的な調整の内容
		栃木市				西方町	
9	公営住宅	栃木市営住宅等使用料				—	現行のとおりとする
10	上下水道関係施設	栃木市藤岡城山コミュニティセンター使用料				—	合併時は現行のとおりとし、合併後3年を目途に、社会教育施設等へ再編する。
11	資料館・美術館	栃木市郷土参考館	おおひら歴史民俗資料館使用料	藤岡歴史民俗資料館	都賀歴史民俗資料館	西方町民俗資料室	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
		とちぎ蔵の街美術館観覧料	—	—	—	—	現行のとおりとする。
		—	おおひら郷土資料館（白石家戸長屋敷）使用料	—	—	—	
		下野国庁跡資料館	—	—	—	—	
		星野遺跡地層たんけん館	—	—	—	—	
		星野遺跡憩いの森	—	—	—	—	
12	文化会館	栃木市栃木文化会館利用料金	栃木市大平文化会館使用料	栃木市藤岡文化会館使用料	栃木市都賀文化会館使用料	—	現行のとおりとする。
13	コミュニティセンター	栃木市コミュニティセンター（第3地区・第4地区・第5地区・第6地区）	—	—	—	南部地区コミュニティセンター	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
14	学校施設	学校施設使用料（特別教室）	学校施設（特別教室）	—	—	—	現行のとおりとする。
		学校施設使用料（体育施設・夜間照明）	学校施設使用料（体育施設・夜間照明）	学校施設（体育施設・夜間照明）	学校施設使用料（体育施設・夜間照明）	学校施設使用料（体育施設）	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
15	公民館	栃木市公民館使用料（栃木・大宮・皆川・吹上・寺尾・国府・大平・藤岡・都賀公民館）				西方町中央公民館使用料	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
		栃木市地区公民館使用料（大平西・大平南・大平東・藤岡・三鴨・部屋・赤麻地区公民館）					

№	項 目	現 況					具体的な調整の内容	
		栃木市				西方町		
16	勤労者体育施設	栃木市勤労者体育センター利用料金					—	現行のとおりとする。
17	体育施設		大平運動公園使用料	藤岡渡良瀬運動公園使用料 栃木市三鴨スポーツ広場使用料 栃木市藤岡スポーツふれあいセンター使用料	栃木市都賀市民運動場使用料 栃木市つがスポーツ公園運動場使用料	西方総合公園使用料 桜グラウンド使用料 北グラウンド使用料 南グラウンド使用料 真名子地区運動広場使用料	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	
		—	栃木市大平体育館使用料 栃木市大平南体育館使用料	栃木市藤岡総合体育館使用料	栃木市都賀体育センター使用料	西方町総合文化体育館使用料		
		—	栃木市大平武道館使用料	栃木市藤岡弓道場使用料	—	—		
		—	—	—	—	町民プール使用料		
		栃木市屋内運動場使用料	—	—	—	—		
		—	—	—	栃木市（大柿・木・都賀南部）コミュニティセンター使用料	—		

・その他の使用料

№	項 目	現 況		具体的な調整の内容
		栃木市	西方町	
1	行政財産目的外使用料	行政財産目的外使用料 【使用料】（年額） 土地 ・電柱敷地等 電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）第5条に規定する額 ・その他 評価額に4/100（営利目的は5/100）を乗じた額 使用期間が1月に満たないものは、消費税を要する。 建物 評価額に7/100（営利目的は8/100）を乗じ、当該建物の敷地に係る土地 使用料相当額（当該建物の敷地が借地の場合は、借地料に相当する額）を 加え、更に105/100を乗じた額 【許可の概要】 金融機関（ＡＴＭ） 金融機関（市金庫窓口） 職員労働組合事務室、掲示板 職員労働組合売店、自動販売機 卓上型電話機	行政財産目的外使用料 【使用料】 別途定められた金額を徴収（例：電気通信事業法施行令第2条） 【許可の概要】 自動販売機 金融機関（ＡＴＭ）	栃木市の例により、 合併時に統合する。
2	天幕使用料	天幕使用料 1張1日につき1,100円	—	栃木市の例により、 合併時に統合する。

№	項 目	現 況		具体的な調整の内容
		栃木市	西方町	
3	道路占用料	道路占用料 栃木市道路占用料徴収条例 平成 22 年 3 月 29 日施行による。 【内容】 道路を占用しようとする場合は、道路占用許可申請を市長に提出し、許可を受けなければならない。 その際に、占用許可を受けた者より占用料を徴収する。 道路法施行令に基づき、合併時に新市の占用料を設定した。また、占用期間については、ライフラインを 10 年、その他一般を 5 年とした。ただし、更新時期（平成 25 年 4 月 1 日）を統一するため、占用期間等については、移行措置として当面の間現行のとおりとした。	道路占用料 西方町道路占用料徴収条例 平成 17 年 4 月 1 日施行による。 【内容】 道路を占用しようとする場合は、道路占用許可申請を町長に提出し、許可を受けなければならない。 その際に、占用許可を受けた者より占用料を徴収する。 現在の占用許可期限 平成 24 年 3 月 31 日 平成 27 年 3 月 31 日 平成 32 年 3 月 31 日 占用許可期間 3 年及び 10 年	栃木市の例により合併時に統合する。ただし、更新時期を統一するため、占用許可等については、移行措置として当面の間現行のとおりとし、栃木市の例により合併後に統合する。
4	法定外公共物使用料	法定外公共物使用料 栃木市法定外公共物管理条例 平成 22 年 3 月 29 日施行による。 【内容】 法定外公共物(里道・水路等)を使用しようとする場合は、法定外公共物使用許可申請を市長に提出し、許可を受けなければならない。その際に、使用許可を受けた者より使用料を徴収する。 合併時に新市の占用料を設定した。また、占用期間については、ライフラインを 10 年、その他一般を 5 年とした。ただし、更新時期（平成 25 年 4 月 1 日）を統一するため、占用期間等については、移行措置として当面の間現行のとおりとした。 水路 150 円/㎡	法定外公共物使用料 西方町法定外公共物管理条例 平成 16 年 4 月 1 日施行による。 【内容】 法定外公共物(里道・水路等)を使用しようとする場合は、法定外公共物使用許可申請を町長に提出し、許可を受けなければならない。その際に、使用許可を受けた者より使用料を徴収する。 水路 100 円/㎡ 現在の占用許可期限 平成 23 年 3 月 31 日 平成 24 年 3 月 31 日 平成 25 年 3 月 31 日 平成 26 年 12 月 25 日 平成 27 年 3 月 31 日 平成 28 年 3 月 31 日 平成 29 年 3 月 31 日 平成 29 年 3 月 31 日 占用許可期間 3 年及び 10 年	栃木市の例により合併時に統合する。ただし、更新時期を統一するため、占用許可等については、移行措置として当面の間現行のとおりとし、栃木市の例により合併後に統合する。

№	項 目	現 況					具体的な調整の内容				
		栃木市						西方町			
5	公園有料 公園施設 利用料金	栃木市公園有料公園施設利用料金 栃木市公園有料公園施設に関する条例 平成 22 年 3 月 29 日施行による。					西方総合公園施設利用料金 西方町使用料及び手数料条例 平成 12 年 4 月 1 日施行による。 【内容については、栃木市 下段に記載】	各市町の施設に差異があるため、合併時に再編する。			
		1 栃木市総合運動公園 (1) 総合体育館									
		区分		午前 9 時から 午後 0 時まで	午後 0 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで			午前 9 時から 午後 9 時まで		
		主競技場	団体	スポーツ	3,960 円	6,600 円			8,800 円	19,360 円	
				集会等	9,900 円	16,500 円			22,000 円	48,400 円	
				営利等	39,600 円	66,000 円			88,000 円	193,600 円	
			個人	中学生以下	1 人 1 回				60 円		
				上記以外の者	1 人 1 回				220 円		
		補助競技場	団体	スポーツ	1,980 円	3,300 円			4,400 円	9,680 円	
				個人	中学生以下	1 人 1 回			60 円		
					上記以外の者	1 人 1 回			220 円		
		卓球場	個人	中学生	1 人 1 回				60 円		
				上記以外の者	1 人 1 回				220 円		
		柔道場	団体		1,650 円	2,750 円			3,300 円	7,700 円	
				個人	中学生以下	1 人 1 回			60 円		
					上記以外の者	1 人 1 回			220 円		
		剣道場	団体		1,650 円	2,750 円			3,300 円	7,700 円	
				個人	中学生以下	1 人 1 回			60 円		
					上記以外の者	1 人 1 回			220 円		
		トレーニング室	個人		1 人 1 回				300 円		
		会議室（定員 36 人）			1,320 円	1,650 円			2,200 円	5,170 円	
		器具等使用料	体操	器具一式 1 種目					330 円		
			卓球	器具一式（ラケット及びボールを除く。）					220 円		
			バドミントン	器具一式（ラケット及びシャトルコックを除く。）					220 円		
			バスケットボール	器具一式					550 円		
			バレーボール	器具一式					330 円		

		ハンドボール	器具一式	330 円
		フェンシング	器具一式	220 円
		放送装置	マイク 1 本 1 時間	330 円
			(1 本 すごとに 110 円を追加)	
		温水シャワー	1 人 1 回	50 円
		電光掲示板	1 対 1 時間	440 円
		机	1 脚	40 円
		いす	1 脚	30 円

備考

1 主競技場及び補助競技場の団体の部分利用（フロア面積の 2 分の 1 以下の利用）については、この表に定める使用料の 2 分の 1 の額を徴収する。

2 主競技場、補助競技場、柔道場及び剣道場を、入場料（入場料、会費、賛助費、寄附金等いずれの名義又は名目を問わず、入場のために要する対価をいう。以下同じ。）を徴収して利用する場合については、この表に定める使用料の 2 倍の額を徴収する。

3 単位時間を超えた場合において 1 時間に満たない端数があるときは、これを 1 時間とし、この表に定める使用料の 1 時間相当額を徴収する。

4 個人の利用における「1 回」とは、2 時間を限度とする 1 回の利用をいう。

5 市外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）が利用する場合の使用料（温水シャワーを除く。）は、この表に定める使用料の 5 割増しとする。

6 個人が利用する場合の器具等の使用料（温水シャワーを除く。）は、無料とする。

7 トレーニング室は、中学生以下の者の利用を許可しない。

(2) 陸上競技場等

	区分	午前 6 時から午前 8 時まで	午前 8 時から午前 10 時まで	午前 10 時から午後 0 時まで	午後 0 時から午後 2 時まで	午後 2 時から午後 4 時まで	午後 4 時から午後 6 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
陸上競技場	個人利用（1 人につき）	—	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	—
	団体利用	—	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	—
	第 1 会議室（定員 50 人）	—	400 円	400 円	400 円	400 円	400 円	—
	第 2 会議室（定員 80 人）	—	500 円	500 円	500 円	500 円	500 円	—

軟式野球場 (1面につき)	800 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	30 分当 たり 500 円
硬式野球場	5,000 円			6,000 円			—
庭球場 (1面につき)	—	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1 時間当 たり 600 円
多目的グラウンド (1面につき)	800 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	—
芝生グラウンド (1面につき)	400 円	500 円	500 円	500 円	500 円	500 円	—
附 属 設 備	放送器具 判定器具 操作板	1 回(半日) 1,000 円 (ただし、軟式野球場については、2 時間で 2,000 円とする。)					
	スコアボード (硬式野球場)	1 回(半日) 500 円					
	夜間照明設備 (軟式野球場)	30 分 3,500 円					
	夜間照明設備 (庭球場)	1 面 30 分 200 円					
	シャワー	1 人 1 回 50 円					

備考

- 1 児童生徒が利用する場合の使用料(シャワー使用料を除く。)は、半額とする。
- 2 陸上競技場、軟式野球場、庭球場、多目的グラウンド及び芝生グラウンドを、入場料を徴収して利用する場合については、その徴収する入場料の最高額に 100 を乗じて得た額(その額がこの表に定める使用料の額を下回る場合にあっては、この表に定める使用料の額)を徴収するものとし、附属設備のうち放送器具、判定器具、操作盤及びスコアボードを、入場料を徴収して利用する場合については、この表に定める使用料の 1.5 倍の額を徴収する。
- 3 市外の者(市内の事業所に勤務する者を除く。)が利用する場合の使用料(シャワー使用料を除く。)は、この表に定める使用料の 5 割増しとする。

(3) プール

高校生以下	左記以外の者
1 人 1 回 150 円	1 人 1 回 300 円

備考 未就学児(保護者、指導者等の付添いのある者に限る。)の使用料は、無料とする。

(4) 弓道場

区分		午前 9 時から午後 0 時まで	午後 0 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
個人利用	高校生以下（1 人につき）	150 円	200 円	200 円
	上記以外の者（1 人につき）	300 円	400 円	400 円
団体利用	高校生以下	750 円	1,000 円	1,000 円
	上記以外の者	1,500 円	2,000 円	2,000 円

備考 市外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の 5 割増しとする。

2 大平運動公園

区分		使用料			
野球場		市内	一般	1 時間	630 円
				1 日	5,040 円
			児童生徒	1 時間	310 円
				1 日	2,480 円
		市外	一般	1 時間	940 円
				1 日	7,520 円
			児童生徒	1 時間	470 円
				1 日	3,760 円
附属設備	放送器具 判定表示操作盤	市内利用者		1 回	1,050 円
		市外利用者		1 回	1,570 円
	スコアボード	市内利用者		1 回	520 円
		市外利用者		1 回	780 円
第 2 多目的広場 夜間照明		市内	一般	1 時間	1,050 円
			児童生徒	1 時間	520 円
		市外	一般	1 時間	1,570 円
			児童生徒	1 時間	780 円
テニスコート（ 1 面）		市内	一般	1 時間	420 円
			児童生徒	1 時間	210 円
		市外	一般	1 時間	630 円
			児童生徒	1 時間	310 円

テニスコート 夜間照明		市内	一般	1 時間	420 円
			児童生徒	1 時間	210 円
		市外	一般	1 時間	630 円
			児童生徒	1 時間	310 円
多目的運動広場 夜間照明	全灯	市内	一般	1 時間	5,250 円
			児童生徒	1 時間	2,620 円
		市外	一般	1 時間	7,870 円
			児童生徒	1 時間	3,930 円
	半灯	市内	一般	1 時間	3,150 円
			児童生徒	1 時間	1,570 円
		市外	一般	1 時間	4,720 円
			児童生徒	1 時間	2,360 円

備考

(1) 市外の者で、市内の事業所に勤務する者は市内の者とみなして、この表を適用する。

(2) この表において「児童生徒」とは、高校生以下の者をいう。

3 藤岡渡良瀬運動公園

区分				使用料
テニスコート	個人利用		1 人 2 時間以内	200 円
	占有利用 1 面		1 面 2 時間以内	1,030 円
野球場	A	占有利用 1 面	午前（午前 9 時から午後 0 時）	2,060 円
			午後（午後 0 時から午後 5 時）	3,090 円
	B	占有利用 1 面	午前（午前 9 時から午後 0 時）	1,030 円
			午後（午後 0 時から午後 5 時）	1,540 円
			夜間（午後 7 時から午後 9 時 30 分）	5,150 円
	C	占有利用 1 面	午前（午前 9 時から午後 0 時）	1,030 円
			午後（午後 0 時から午後 5 時）	1,540 円
	D	占有利用 1 面	午前（午前 9 時から午後 0 時）	1,030 円
			午後（午後 0 時から午後 5 時）	1,540 円
陸上競技場	占有利用		午前（午前 9 時から午後 0 時）	2,060 円
			午後（午後 0 時から午後 5 時）	3,090 円
サッカー競技場	占有利用		午前（午前 9 時から午後 0 時）	1,030 円
			午後（午後 0 時から午後 5 時）	1,540 円
スポーツふれあいセンター	ロッカー		1 回	100 円

	シャワー	1回	100円
	望遠鏡	1回	100円

備考 テニスコート、野球場、陸上競技場及びサッカー競技場を、市民（市内事業所に勤務する市外の居住者を含む。）以外の者の利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の5割増しとする。

4 ファミリーパーク

(1) バーベキュー場

区分	午前9時30分から午後4時まで
1基（テント） （ガス代、鉄板、ガスコンロ、フライ返し、たわし、洗剤含む。）	1回当たり 1,500円

(2) ファミリーパークプラザ

区分	午前9時から午後5時まで
会議室	1時間当たり 600円
第1研修室	1時間当たり 600円
第2研修室	1時間当たり 600円
休憩室（和室のみ）	1時間当たり 1,000円

備考

- 原則として午後5時までの利用時間とする。ただし、午後5時以降の利用については、市長が認めた者に限り、午後9時まで利用可能とする。
- ファミリーパークプラザの使用料は、団体（10人以上）予約で占用する場合のみ徴収するものとする。

【西方町現況内容】

1 西方総合公園

施設内容		使用料区分	
		一般使用料（2時間単位）	占用使用料（2時間単位）
野球（ソフトボール）場		（1面）800円	一般使用料の50%増
テニスコート		（1面）600円	
弓道場		（1面）100円	
ゲートボールコート		無料	（1面）300円
スポーツ管理棟		無料	無料
夜間照明	野球（2時間）	8,000円	一般使用料の50%増
	ソフトボール（1時間30分）	4,500円	
公園管理棟会議室		無料	300円
バーベキュー広場		無料	5,000円

備考

- 1 町内の学校教育活動及びスポーツ少年団が2時間以内使用する場合は無料とし、それ以外に町内児童生徒が使用する場合は、半額とする。
- 2 町外の者（町内の事業所に勤務する者を除く。）が使用する場合は、規定使用料の1.3倍とし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。ただし、スポーツ・レクリエーション施設の広域利用に関する協定をしている宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、さくら市、下野市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住するものには、適用しない。
- 3 占用使用料は、半日以上の特占使用の時とする。
- 4 夜間照明の使用は、18時30分から21時30分までとする。
- 5 夜間照明の使用料は、グラウンド使用料を含む。
- 6 バーベキュー広場の占用については、広場全部を貸切の場合とする。

№	項 目	現 況		具体的な調整の内容
		栃木市	西方町	
6	公園制限行為の許可による使用料	公園内制限行為の許可による使用料 栃木市公園条例 平成 22 年 3 月 29 日施行による。 【内容】 公園内において所定の行為をしようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。その際に、使用料を徴収する。 行商、募金その他これらに類する行為をすること 業として写真又は映画を撮影すること 興行を行うこと 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること 【行為の許可による使用料】 行商等敷地を臨時占用する事業日額 6 0 円/m² 興行を行うとき 日額 5 0 円/m² 競技会、展示会、博覧会、集会等その他これらに類する行為 日額 2 0 円/m²	公園内制限行為の許可による使用料 西方町都市公園条例 昭和 58 年 4 月 1 日施行による。 【内容】 公園内において所定の行為をしようとする場合は、町長の許可を受けなければならない。その際に、使用料を徴収する。 行商、露店商及び募金その他これに類する行為をすること 業として写真又は、映画を撮影すること 興行を行うこと 競技会、展示会その他これらに類推する催しのために都市公園の全部又は一部を使用すること 【行為の許可による使用料】 露店商等敷地を臨時に占用する行為 日額 50 円/m² 業として行う写真又は映画の撮影及びこれに類する行為 日額 2,000 円 興行を行うこと 日額 2,000 円 競技会、展示会、その他の催し等で臨時に占用する行為 日額 2,000 円	栃木市の例により合併時に統合する。

№	項 目	現 況		具体的な調整の内容
		栃木市	西方町	
7	公園占用 使用料	公園占用使用料 栃木市公園条例 平成 22 年 3 月 29 日施行による。 公園に公園施設以外の工作物等を設けて公園を占用しようとする場合は、管理者の許可を受けなければならない。その際に、使用料を徴収する。	公園占用使用料 西方町都市公園条例 昭和 58 年 4 月 1 日施行による。 【内容】 都市公園等に公園施設以外の工作物等を設けて公園を占用しようとする場合は、管理者の許可を受けなければならない。 【使用料】 規定なし	栃木市の例により合併時に統合する。ただし、占用許可期間等については、当面の間現行のとおりとし、栃木市の例により合併後に統合する。
8	公園施設の設置許可による 使用料	公園施設の設置許可による使用料 栃木市公園条例 平成 22 年 3 月 29 日施行による。 公園管理者以外の者が、都市公園等に公園施設を設け、または管理しようとするときは公園管理者の許可が必要である。その際に使用料を徴収する。 【施設設置に伴う使用料】 施設の種別を問わず 月額 40 円/㎡ ただし、公園施設である建物内へ新たに施設を設ける場合においては、栃木市行政財産使用料条例に定める額とする。	公園施設の設置許可による使用料 西方町都市公園条例 昭和 58 年 4 月 1 日施行による。 【内容】 公園管理者以外の者が、都市公園等に公園施設を設け、また管理しようとするときは、公園管理者の許可が必要である。 【施設設置に伴う使用料】 規定なし	栃木市の例により合併時に統合する。占用許可期間等については、当面の間現行のとおりとし、栃木市の例により合併後に統合する。

(2) 手数料

現行のとおりとするもの

項 目	現 況		具体的な調整内容
	栃木市	西方町	
軽自動車税納税証明(継続検査用)	無料	無料	現行のとおりとする。
戸籍謄抄本の交付手数料	4 5 0 円 / 1 通	4 5 0 円 / 1 通	現行のとおりとする。
除籍・改製原戸籍謄抄本の交付手数料	7 5 0 円 / 1 通	7 5 0 円 / 1 通	現行のとおりとする。
戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	3 5 0 円 / 1 件	3 5 0 円 / 1 件	現行のとおりとする。
除籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	4 5 0 円 / 1 件	4 5 0 円 / 1 件	現行のとおりとする。
戸籍の受理証明書の交付手数料	3 5 0 円 / 1 通 上質紙 1 , 4 0 0 円 / 1 通	3 5 0 円 / 1 通 上質紙 1 , 4 0 0 円 / 1 通	現行のとおりとする。
戸籍の届出書その他市町長の受理した書類の閲覧手数料	3 5 0 円 / 1 件	3 5 0 円 / 1 件	現行のとおりとする。
臨時運行の許可手数料	7 5 0 円 / 1 両	7 5 0 円 / 1 両	現行のとおりとする。
墓園管理手数料	栃木聖地公園管理手数料 1 , 0 0 0 円 / m ² / 年 藤岡中根墓地・大田墓地管理手数料 5 m ² 5 0 0 円 / 年 都賀聖地公園管理手数料 10 m ² 5,000 円 / 年 6 m ² 3,000 円 / 年	無料	現行のとおりとする。
犬の登録手数料	3 , 0 0 0 円	3 , 0 0 0 円	現行のとおりとする。
犬の鑑札の再交付手数料	1 , 6 0 0 円	1 , 6 0 0 円	現行のとおりとする。
狂犬病予防注射済票の交付手数料	5 5 0 円	5 5 0 円	現行のとおりとする。
狂犬病予防注射済票の再交付手数料	3 4 0 円	3 4 0 円	現行のとおりとする。
煙火消費申請手数料	7 , 9 0 0 円 / 1 件	7 , 9 0 0 円 / 1 件	現行のとおりとする。

いずれかの市町の例により合併時に統合するもの
・ 栃木市の例によるもの

項 目	現 況		具体的な調整内容
	栃木市	西方町	
認可地縁団体印鑑登録証明手数料	200円/1通	300円/1通	栃木市の例により合併時に統合する。
認可地縁団体告示事項証明手数料	200円/1件	300円/1件	栃木市の例により合併時に統合する。
納税証明、所得証明その他市税に関する証明【所得・課税・非課税・住民税決定・所在・営業・納税】	200円/1件	300円/1件	栃木市の例により合併時に統合する。
土地若しくは建物の評価証明、公課証明又は所有証明 【評価額・公課・所有者・公図写しの証明・課税台帳無登録・建物滅失】	200円/1件(枚) (土地5筆又は家屋5棟をもって1件200円とし、また1枚増すごとに100円を加算する。)	300円/1件(枚) (土地6筆又は家屋6棟をもって1件とする。)	栃木市の例により合併時に統合する。
住宅用家屋証明	1,300円/1件	1,000円/1件	栃木市の例により合併時に統合する。
公簿、土地図面の閲覧	200円/1冊(枚)	200円/1件(筆又は棟)	栃木市の例により合併時に統合する。
不在籍証明、不在住証明手数料	200円/1通	300円/1通	栃木市の例により合併時に統合する。
除籍の廃棄証明手数料	無料	300円/1通	栃木市の例により合併時に統合する。
身分証明書の交付手数料	200円/1通	300円/1通	栃木市の例により合併時に統合する。
住民票の交付、住民票記載事項証明手数料	200円/1通	300円/1通	栃木市の例により合併時に統合する。
広域交付住民票の交付手数料	200円/1通	300円/1通	栃木市の例により合併時に統合する。
戸籍の附票の写しの交付手数料	200円/1通	300円/1通	栃木市の例により合併時に統合する。

項 目	現 況		具体的な調整内容
	栃木市	西方町	
住民票の閲覧手数料	200円/1件 (1人30分以内を1件とし30分を超えるごとに200円を加算する。)	200円/1件 (1人分を1件とする。)	栃木市の例により合併時に統合する。
印鑑登録証の交付手数料	200円/1通	500円/1通	栃木市の例により合併時に統合する。
印鑑登録証明書の交付手数料	200円/1通	300円/1通	栃木市の例により合併時に統合する。
住民基本台帳カードの交付手数料	500円/1件 ただし、平成23年3月31日までは無料(65歳以上の者及び身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者にあつては無料)	500円/1件	栃木市の例により合併時に統合する。
その他の証明手数料	200円/1件	300円/1通	栃木市の例により合併時に統合する。
粗大ごみ手数料	容量及び重量が比較的少なく収集効率が良いもの 自転車、いす等 500円 容量及び重量が標準的なもの ステレオ、机、家具等 1,000円 容量及び重量が比較的多く収集効率が悪いもの ベッド、大型家具等 3,000円 容量及び重量が多く収集効率が極めて悪いもの 応接セット、ベッド(ダブル) 4,000円 特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に規定する特定家庭用機器 ア テレビ (16インチ未満) 1,000円 (16インチ以上) 2,000円 (32インチ以上) 3,000円 イ 洗濯機・乾燥機 2,000円 ウ 冷蔵庫 (151リットル未満) 2,000円 (151リットル以上) 3,000円 (300リットル以上) 4,000円 エ エアコン 3,000円	60cm以上80cm未満 500円 80cm以上170cm未満 1,000円 170cm以上 3,000円 大きさは、最大の一辺の長さとする。自転車は、大きさに係わらず60cm以上80cm未満とみなす。電子レンジ・ファンヒーター等強力なモーターの付いているものは、粗大ごみとみなす。 特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に規定する特定家庭用機器 ア テレビ (28インチ未満) 1,000円 (28インチ以上) 2,000円 イ 洗濯機 1,000円 ウ 冷蔵庫 (300リットル未満) 1,000円 (300リットル以上) 2,000円 エ エアコン (室内・屋外機) 各1,000円	栃木市の例により合併時に統合する。

項 目	現 況		具体的な調整内容
	栃木市	西方町	
埋火葬許可証再発行手数料	200円/1件	300円/1件	栃木市の例により合併時に統合する。
し尿汲み取り手数料	(1) 普通手数料 一般世帯から排出されるもの ア 基本料金(人員制) 世帯人員1人につき 1月 350円 イ 加算料金 (ア) 回数割 1月当たり1回を超える収集に1回ごとに世帯人員1人につき 165円 (イ) 特殊加算金 特殊便槽を使用する一般世帯について、収集1回につき 500円 (2) 特別手数料 便槽を使用する者が不特定多数の事業所等又は特殊事情により前号の普通手数料が不適当と思われる一般世帯から排出されるもの 18リットル(18リットル未満の場合も18リットルとみなす)につき 165円	1 人員制による手数料(一般世帯の場合) ア 基本料金 世帯人員1人につき 1か月 350円 イ 特殊料金 1か月に2回以上収集する場合は、2回目より世帯人員1人につき1回 165円 ウ 加算料金 (1) 特殊便槽つき 1回につき 500円 (2) 便槽が2か所以上の場合1か所増すごとに 150円 2 従量制による手数料(便槽使用者が不特定多数の事業所及び人員制による手数料では不適当な一般世帯) 18リットルにつき165円。18リットル未満の場合は、18リットルとみなす。	栃木市の例により合併時に統合する。
改葬許可手数料	200円/1件	なし	栃木市の例により合併時に統合する。
一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処理の業の許可申請手数料	一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業・浄化槽清掃業の許可申請 12,000円 一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業の変更許可申請 6,000円 許可証再交付申請 4,000円	一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業・浄化槽清掃業の許可申請 2,000円 一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業の変更許可申請 2,000円 許可証再交付申請 1,000円	栃木市の例により合併時に統合する。

項 目	現 況		具体的な調整内容
	栃木市	西方町	
動物の死体処理手数料	1,000円/1体	なし	栃木市の例により合併時に統合する。
特定事業許可申請手数料	特定事業許可申請 52,000円 変更許可申請 33,000円 譲受許可申請 33,000円	特定事業許可申請 26,000円 変更許可申請 16,500円 譲受許可申請 16,500円	栃木市の例により合併時に統合する。
都市計画に関する証明手数料	・都市計画関係証明手数料 200円/1件 (1)用途証明、地図証明、その他 ・屋外広告物等許可申請手数料 (1)電柱広告及びのぼり旗 1本 310円 (2)立看板、置看板、広告板、広告塔、広告幕等 - 面積が1㎡未満 1個 420円 1㎡以上～10㎡未満 1個 630円 ～ 1個 2,100円 10㎡以上～25㎡未満 1個 3,160円 ～ 1個 6,320円 25㎡以上～50㎡未満 1個 7,900円 ～ 1個 11,000円 50㎡以上～60㎡未満 1個 12,600円 60㎡以上の場合は、1個につき12,600円に60㎡に5㎡又はその端数を加えるごとに1,580円を加算した金額 (3)アーチ類 1個につき3,160円 (4)アドバルーン 10日以内 1個につき1,580円 10日以上 1個につき3,160円 (5)ネオンサイン、イルミネーション等 - 面積が1㎡未満 1個 420円 1㎡以上～10㎡未満 1個 630円 ～ 1個 2,100円 10㎡以上～25㎡未満 1個 3,790円 ～ 1個 7,900円 25㎡以上～50㎡未満 1個 9,480円 ～ 1個 12,600円 50㎡以上～60㎡未満 1個 15,800円 60㎡以上の場合は、1個につき15,800円に60㎡に5㎡又はその端数を加えるごとに1,580円を加算した金額 (6)はり紙 100枚又はその端数ごとに 310円	・都市計画関係証明手数料 300円/1件 ・屋外広告物等許可申請手数料 (1)電柱広告及びのぼり旗 1本 310円 (2)立看板、置看板、広告板、広告塔、広告幕等 - 面積が1㎡未満 1個 420円 1㎡以上～10㎡未満 1個 630円 ～ 1個 2,100円 10㎡以上～25㎡未満 1個 3,160円 ～ 1個 6,320円 25㎡以上～50㎡未満 1個 7,900円 ～ 1個 11,000円 50㎡以上～60㎡未満 1個 12,600円 60㎡以上の場合は、1個につき12,600円に60㎡に5㎡又はその端数を加えるごとに1,580円を加算した金額 (3)アーチ類 1個につき3,160円 (4)アドバルーン 10日以内 1個につき1,580円 10日以上 1個につき3,160円 (5)ネオンサイン、イルミネーション等 - 面積が1㎡未満 1個 420円 1㎡以上～10㎡未満 1個 630円 ～ 1個 2,100円 10㎡以上～25㎡未満 1個 3,790円 ～ 1個 7,900円 25㎡以上～50㎡未満 1個 9,480円 ～ 1個 12,600円 50㎡以上～60㎡未満 1個 15,800円 60㎡以上の場合は、1個につき15,800円に60㎡に5㎡又はその端数を加えるごとに1,580円を加算した金額 (6)はり紙 100枚又はその端数ごとに 310円	栃木市の例により合併時に統合する。
市町道等に係る証明（閲覧）手数料	200円/1件	無料	栃木市の例により合併時に統合する。

項 目	現 況					具体的な調整内容	
	栃木市		西方町				
農業委員会関係証明手数料	2 0 0 円 / 1 通		無 料			栃木市の例により合併時に統合する。	
建築確認申請等手数料	確認 床面積 (㎡) ~30 以内 30 超~100 以内 100 超~200 以内 200 超~500 以内 500 超~1,000 以内 1,000 超~2,000 以内 2,000 超~10,000 以内 10,000 超~50,000 以内 50,000 超 エレベーター・エスカレーター 小荷物専用昇降機 工作物	9,000 円 15,000 円 23,000 円 37,000 円 66,000 円 94,000 円 190,000 円 310,000 円 560,000 円 15,000 円 7,000 円 13,000 円	中間 14,000 円 16,000 円 21,000 円 30,000 円 44,000 円 63,000 円 120,000 円 200,000 円 390,000 円	完了(中間有) 15,000 円 19,000 円 24,000 円 35,000 円 61,000 円 78,000 円 140,000 円 230,000 円 460,000 円	完了(中間無) 16,000 円 20,000 円 25,000 円 36,000 円 63,000 円 81,000 円 150,000 円 240,000 円 470,000 円 20,000 円 13,000 円 16,000 円	県土木事務所で対応	特定行政庁である栃木市の例により合併時に統合する。
建築基準法に基づく各種証明の発行手数料	2 0 0 円 / 1 件		該当なし			特定行政庁である栃木市の例により合併時に統合する。	
検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	床面積 (㎡) ~500 以内 500 超~1,000 以内 1,000 超~2,000 以内 2,000 超	15,000 円 30,000 円 60,000 円 120,000 円	該当なし			特定行政庁である栃木市の例により合併時に統合する。	
建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	3 3 , 0 0 0 円 / 1 件		該当なし			特定行政庁である栃木市の例により合併時に統合する。	
仮設建築物建築許可申請手数料	1 2 0 , 0 0 0 円 / 1 件		該当なし			特定行政庁である栃木市の例により合併時に統合する。	
その他建築基準法に基づく手数料	構造計算適合性判定手数料 1 1 0 , 0 0 0 円 ~ 5 9 0 , 0 0 0 円		該当なし			特定行政庁である栃木市の例により合併時に統合する。	

項 目	現 況			具体的な調整内容	
	栃木市		西方町		
長期優良住宅関係手数料	1 認定申請の審査			該当なし 栃木市の例により合併時に統合する。	
		(1)認定基準に適合している旨を証する書類の添付がある場合	(2)認定基準に適合している旨を証する書類の添付がない場合		
	一戸建て住宅		18,000円		45,000円
	共同住宅	全体の戸数が5戸以内	35,000円		107,000円
		〃 5戸を超え10戸以内	57,000円		171,000円
		〃 10戸を超え30戸以内	100,000円		337,000円
		〃 30戸を超え50戸以内	177,000円		605,000円
		〃 50戸を超え100戸以内	306,000円		1,041,000円
		〃 100戸を超え200戸以内	563,000円		1,923,000円
		〃 200戸を超えるもの	790,000円		2,742,000円
	2 建築基準関係規定に適合するかどうかの審査				
	床面積30㎡以内		9,000円		
	〃 30㎡を超え100㎡以内		15,000円		
	〃 100㎡を超え200㎡以内		23,000円		
	〃 200㎡を超え500㎡以内		37,000円		
	〃 500㎡を超え1,000㎡以内		66,000円		
	〃 1,000㎡を超え2,000㎡以内		94,000円		
	〃 2,000㎡を超え10,000㎡以内		190,000円		
	〃 10,000㎡を超え50,000㎡以内		310,000円		
	〃 50,000㎡を超えるもの		560,000円		
	エレベーター・エスカレーター		15,000円		
	小荷物専用昇降機		7,000円		
	3 変更認定申請の審査				
	認定基準に適合している旨を証する書類の添付がある場合		1(1)の2分の1の額		
	認定基準に適合している旨を証する書類の添付がない場合		1(2)の2分の1の額		

項 目	現 況		具体的な調整内容
	栃木市	西方町	
都市計画法第 29 条の規定に基づく開発行為許可申請に対する審査手数料	・主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 開発区域の面積 0.1ha 未満 8,600 円 ~ 10ha 以上 300,000 円 ・主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為 開発区域の面積 0.1ha 未満 13,000 円 ~ 10ha 以上 480,000 円 ・その他の開発行為 開発区域の面積 0.1ha 未満 86,000 円 ~ 10ha 以上 870,000 円	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
その他都市計画法の規定に基づく申請に対する審査等手数料	・都市計画法第 35 条の 2 の規定に基づく開発行為変更許可申請に対する審査手数料 (設計変更・開発区域等の変更が対象) ・都市計画法第 41 条第 1 項ただし書 (同法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請に対する審査手数料 46,000 円 ・都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の規定に基づく予定建築物等以外の建築等許可申請に対する審査手数料 26,000 円 ・都市計画法第 43 条の規定に基づく開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請に対する審査手数料 敷地の面積 0.1ha 未満 6,900 円 ~ 1.0ha 以上 97,000 円 ・都市計画法第 45 条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査手数料 自己居住用及び 1.0ha 未満の自己の業務用 1,700 円 1.0ha 以上の自己の業務用 2,700 円 その他 17,000 円 ・都市計画法第 47 条第 5 項の規定に基づく開発登録簿の写し交付申請に対する証明手数料 1 枚につき 470 円	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
租税特別措置法の規定に基づく優良宅地造成及び優良住宅の認定申請に対する審査手数料	・優良宅地造成認定 宅地造成面積 0.1ha 未満 86,000 円 ~ 10ha 以上 870,000 円	・優良宅地造成認定 宅地造成面積 0.1ha 未満 86,000 円 ~ 10ha 以上 870,000 円	栃木市の例により合併時に統合する。
	・優良住宅認定 新築住宅の床面積合計 100 m²以下 6,200 円 ~ 50,000 m²を超えるとき 58,000 円	・優良住宅認定 新築住宅の床面積合計 100 m²以下 6,200 円 ~ 50,000 m²を超えるとき 58,000 円	栃木市の例により合併時に統合する。

協議第 18 号

合併協定項目 16 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、協議を求める。

平成 22 年 10 月 15 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 16 公共的団体等の取扱い
調整方針	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備するよう働きかける。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 6 公共的団体等の取扱い				関係項目	
調整の方針	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備するよう働きかける。					
主な公共的団体等の現況						
整理 No.	栃 木 市				西方町	
	旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町		
1	栃木市国際交流協会	大平町国際交流協会	—	都賀町国際交流会	—	
2	栃木市婦人防火クラブ連絡協議会	大平町女性防火クラブ	—	平川婦人防火クラブ	西方町婦人防火クラブ	
3	栃木市土地開発公社				—	
4	栃木市篤志寄附功労者援護会				—	
5	栃木市自衛隊父兄会	大平町自衛隊父兄会	藤岡町自衛隊父兄会	都賀町自衛隊父兄会	西方町自衛隊父兄会	
6	栃木市消費者友の会	大平町消費者友の会	藤岡町消費生活友の会	—	—	
7	とちぎユースネットワーク	大平町青年団体連絡会	—	都賀町青年団	—	
8	栃木市女性団体連絡協議会	大平町女性団体連絡協議会	藤岡町女性団体連絡協議会	都賀町女性団体連絡協議会	—	
9	栃木市老人クラブ連合会	大平町老人クラブ連合会	藤岡町老人クラブ連合会	都賀町老人クラブ連絡協議会	西方町老人クラブ連絡協議会	
1 0	(社) 栃木市シルバー人材センター、大平事業所、藤岡事業所、都賀事業所				(社) 西方町シルバー人材センタ —	
1 1	栃木市民生委員児童委員協議会 (連合組織) ・法定協数 1 2	— ・法定協数 1	— ・法定協数 1	— ・法定協数 1	— ・法定協数 1	
1 2	栃木市母子保健推進員協議会				—	
1 3	栃木商工会議所	—	—	—	—	

主な公共的団体等の現況					
整理 No.	栃 木 市				西方町
	旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町	
14	—	大平町商工会	藤岡町商工会	都賀町商工会	西方商工会
15	(社)栃木市観光協会	大平町観光協会	藤岡町観光協会	つがまち観光協会	西方町観光協会
16	栃木市水田農業推進協議会	大平町水田農業推進協議会	藤岡町水田農業推進協議会	都賀町水田農業推進協議会	西方町水田農業推進協議会
17	栃木市認定農業者協議会	大平町認定農業者連絡協議会	藤岡町認定農業者協議会	都賀町認定農業者協議会	西方町認定農業者協議会
18	—	—	(財)藤岡町農業公社	(財)都賀町農業公社	—
19	栃木市農村生活研究グループ協議会	大平町農村生活研究グループ協議会	藤岡町農村生活研究グループ協議会	都賀町農村生活研究グループ協議会	西方町農村生活研究グループ協議会
20	栃木市青少年クラブ協議会	大平町青少年クラブ協議会	藤岡町青少年クラブ協議会	都賀町青少年クラブ協議会	西方町青少年クラブ協議会
21	栃木市畜産連絡協議会	大平町畜産振興協議会	藤岡町畜産振興協議会	都賀町畜産振興協議会	西方町家畜自衛防疫推進協議会
22	栃木市林業振興会	—	—	都賀町愛林会	—
23	栃木市野生鳥獣被害対策連絡協議会	—	—	—	西方町野生鳥獣対策連絡協議会
24	栃木市土地改良事業推進協議会				—
25	栃木市グリーンツーリズム協議会	—	—	—	—
26	栃木市農業者懇談会（4団体）	—	—	—	—
27	栃木市農業士会				—
28	—	大平町集落営農組織連絡協議会	—	—	—

主な公共的団体等の現況					
整理 No.	栃 木 市				西方町
	旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町	
29	栃木市農村女性会議(11 団体)	—	—	—	—
30	栃木市農業・農村男女共同参画 推進委員会	—	—	—	—
31	栃木市担い手育成総合支援協議会				西方町担い手育成総合支援協 議会
32	栃木市教育会				西方町教育会
33	栃木市体育協会				西方町体育協会
34	栃木市文化協会	大平町文化協会	—	都賀町文化協会	西方町文化協会
35	栃木市文化団体連絡協議会	—	藤岡町文化団体連絡協議会	—	—
36	栃木市PTA連合会	大平町PTA連合会	藤岡町PTA連合会	都賀町PTA連合会	西方町PTA連絡協議会
37	栃木市家庭教育オピニオンリーダ ー会CARPA	大平町家庭教育オピニオンリーダ ー会（ほほえみの会）	藤岡町家庭教育オピニオンリーダ ー会（どーなつクラブ）	都賀町家庭教育オピニオンリーダ ー会（らっこっこくらぶ）	西方町家庭教育オピニオンリーダ ー（こーらす）
38	栃木市地域女性連絡協議会 各地区女性会	大平町女性の会	—	都賀町地域女性会	西方町婦人会
39	栃木市子ども会育成会連絡協議会	大平町子ども会育成会連絡協議会	藤岡町子ども会育成会連絡協議会	都賀町子ども会育成会連絡協議会	西方町子供会育成会連絡協議会
40	栃木市手をつなぐ親の会連絡協議 会 各小中学校手をつなぐ親の会	大平町手をつなぐ親の会	藤岡町特別支援学級手をつなぐ親 の会	都賀町手をつなぐ親の会	西方町手をつなぐ親の会
41	—	ガールスカウト栃木県第38団	—	—	—
42	栃木ユネスコ協会	—	—	—	—
43	「小さな親切」運動栃木支部	—	—	—	—
44	栃木県女性教育推進連絡協議会 栃木支部 路の会	—	わたらせ友の会	栃木県女性教育推進連絡協議会都 賀支部会	—
45	レクリエーションリーダークラブ	—	—	—	—

協議第 19 号

合併協定項目 17 補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて、協議を求める。

平成 22 年 10 月 15 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 17 補助金、交付金等の取扱い
調整方針	補助金、交付金等については、その事業目的、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、新市全体の均衡を保つように調整する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 7 補助金、交付金等の取扱い	関係項目	
調整の方針	補助金、交付金等については、その事業目的、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、新市全体の均衡を保つように調整する。		

1 合併時に再編するもの

現 況		
No.	栃 木 市	西 方 町
1	社会福祉施設運営費補助金 老人保健福祉施設整備費補助金	社会福祉施設整備費補助金及び運営費補助金
2	農業近代化資金利子補給金 ・ 農業近代化資金利子補給金 ・ 農業近代化資金特別利子補給金 ・ 農業経営基盤強化資金利子助成金	農業近代化資金利子補給費
3	県単独農業農村事業補助金 ・ かんがい排水事業、ほ場整備事業、農道整備事業、機械揚水事業、畑地かんがい事業	県単独農業農村事業補助金
4	団体営土地改良事業補助金	団体営土地改良事業補助金
5	維持管理適正化事業補助金	土地改良施設維持管理適正化事業補助金
6	災害復旧事業補助金	農地・農業施設災害復旧事業補助金
7	—	臨海自然教室推進事業補助金

2 いずれかの市町の例により合併時に統合するもの
 栃木市の例によるもの

現 況		
No.	栃 木 市	西 方 町
1	同和対策運動団体活動費補助金 部落解放同盟栃木市協議会 部落解放愛する会栃木市協議会	—
2	ぐるりおおひらモバイルまちナビ推進協議会補助金	—
3	消防団互助会補助金	消防団互助会補助金
4		消防団分団運営補助金
5	婦人防火クラブ補助金	—
6	自主防災組織育成補助金	—
7	自警消防団ポンプ整備補助金	—
8	交通事故防止市民大会補助金	—
9	交通安全協会連絡会補助金	—
10	生活バス路線運行補助金	—
11	循環バス運行補助金	—
12	栃木市篤志寄附功労者援護会補助金	—
13	中小企業融資保証料補助金	—
14	自治会公民館建築費補助金	—
15	子ども会育成会連絡協議会育成補助金（旧市町単位ごとに交付）	—

16	栃木市市民協働まちづくりファンド助成事業費補助金 ・はじめの一步助成 ・市民活動助成 ・わがまち自慢推進事業助成	—
17	不妊治療費補助金	該当なし（２３年度に新設予定）
18	家庭用生ごみ処理機設置費補助金 コンポスト容器 堆肥化促進剤専用容器 電気式生ごみ処理機	西方町生ごみ処理機等設置補助金 簡易ごみ処理容器（コンポスト容器） 機械式生ごみ処理機
19	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	—
20	し尿収集交付金 ・遠距離し尿収集交付金 ・天災を受けた世帯に対するし尿収集手数料交付金	—
21	公衆浴場設備整備費補助金	—
22	私立幼稚園運営費補助金	—
23	私立幼稚園子育て支援事業費補助金	—
24	民間幼稚園・民間保育園ＡＥＤ設置補助金	—
25	幼稚園障がい児教育補助金	—
26	幼保小連絡協議会交付金	—
27	民間学童保育施設運営補助金	—
28	母親クラブ運営費補助金	—
29	民間保育園特別保育補助金	—

30	民間育児サービス対策事業費補助金	—
31	農業経営高度化支援事業補助金	—
32	市単独土地改良事業補助金	—
33	土地改良事業推進協議会補助金	土地改良事業推進協議会補助金
34	ちびっこ広場建設（補修）費補助金	—
35	狭あい道路拡幅整備促進事業補助金	—
36	木造住宅耐震診断等補助事業補助金	木造住宅耐震診断補助事業補助金
37	定住希望者住宅新築等補助金	住宅取得支援事業交付金
38	水洗便所改造資金融資あっせん	水洗便所改造資金融資あっせん
39	栃木共同高等産業技術学校補助金	—
40	青少年問題協議会補助金	—
41	生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金	—
42	合併処理浄化槽整備補助金	浄化槽設置補助金

3 合併時は現行のとおりとし、合併後に再編するもの

No.	現 況 栃 木 市				西 方 町
	旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町	
1	P T A連合会育成補助金	P T A連合会育成補助金	P T A連合会育成補助金	P T A連合会育成補助金	P T A連絡協議会交付金
2	家庭教育オピニオンリーダー会育成補助金	家庭教育オピニオンリーダー会補助金	家庭教育オピニオンリーダー会補助金	家庭教育オピニオンリーダー会補助金	家庭教育学級事業交付金（家庭教育オピニオンリーダー会）
3	地域女性連絡協議会育成補助金	—	—	—	—
4	地区女性会育成補助金	地区女性会育成補助金	—	地区女性会育成補助金	—
5	国際交流協会補助金	国際交流協会補助金	—	国際交流事業補助金	—
6	—	—	—	—	協働のまちづくり活動支援交付金
7	—	—	—	—	協働のまちづくり推進交付金
8	自治会連合会補助金	自治会長連合会補助金	—	自治会長会補助金	—
9	—	—	—	—	自治会総合交付金
10	防犯灯電気料補助金	防犯灯電気料補助金	—	防犯灯電気料補助金	—
11	栃木地区交通安全協会補助金				鹿沼地区交通安全協会補助金
12	自衛隊父兄団体育成補助金	—	—	自衛隊父兄団体育成補助金	—
13	消費者友の会補助金	消費者友の会補助金	消費者友の会補助金	—	—
14	—	—	—	保健委員会補助金	—
15	保健委員連合会交付金	—	—	—	—

16	—	—	—	ごみ減量・リサイクル支援事業補助金	—
17	青少年問題協議会らの補助金	立志式補助金	一般会計で記念品代（消耗品費）を 予算化	一般会計で記念品代（報償費）を予 算化	一般会計で記念品代（消耗品費）を 予算化している。
18	とちぎユースネットワーク補助金	—	—	青年団補助金	—
19	少年補導員会補助金	少年補導員会補助金	—	—	—
20	—	—	—	都賀町のこどもを育む会補助金	にしかた子ども初ワーク交付金
21	女性団体連絡協議会補助金	女性団体連絡協議会補助金	女性団体連絡協議会補助金	女性団体連絡協議会補助金	—
22	—	おおひら男女共同参画をすすめる会補 助金	—	—	—
23	老人クラブ活動等補助金（単位）				老人クラブ活動等補助金（単位）
24	老人クラブ連合会補助金（老人スポーツ大会助成金・高齢者生きがい対策事業補助金・老人クラブ連合会補助金を統合）				老人クラブ連絡協議会補助金
25	シルバー人材センター補助金				シルバー人材センター補助金
26	介護員養成研修補助金				—
27	—				家族介護者交流事業補助金
28	—	更生保護女性会補助金	更生保護女性会補助金	更生保護女性会補助金	—
29	母子寡婦福祉会補助金	母子寡婦福祉会補助金	—	母子寡婦福祉会補助金	—
30	身体障害者福祉心光会補助金	—	—	—	—
31	—	身体障害者福祉会補助金	身体障害者福祉会補助金	身体障害者福祉会補助金	—

32	身体障害児者親の会補助金	—	—	—	—
33	身体障害者スポーツ協会補助金	—	—	—	—
34	知的障害者育成会栃木支部補助金	—	—	—	—
35	障害者の自立をめざす会補助金	—	—	—	—
36	—	心身障害児者親の会補助金	心身障害児者親の会補助金	心身障害児者父母の会補助金	—
37	栃木保護区保護司会補助金（分区は解散）				鹿沼保護区保護司西方分区補助金
38	民生委員児童委員協議会等交付金	民生委員児童委員協議会等交付金	民生委員児童委員協議会等交付金	民生委員児童委員協議会等交付金	民生委員児童委員協議会等交付金
39	遺族会等補助金 傷痍軍人会補助金	遺族会等補助金	遺族会等補助金 （慰霊祭加算分）	遺族会等補助金	遺族会交付金
40	商工会議所事業費補助金	—	—	—	—
41	—	商工会補助金	商工会補助金	商工会補助金	商工会補助金
42	—	—	栃木法人会藤岡地区会補助金	—	—
43	観光協会補助金	観光協会補助金	観光協会補助金	観光協会補助金	—
44	商店会活性化補助金	—	—	商工業振興費補助金	—
45	空き店舗活用促進事業補助金	—	—	—	—
46	—	産業振興活動支援事業補助金	—	—	—

47	—	異業種イベント活動補助金	—	—	—
48	青色申告推進事業費補助金	—	—	—	—
49	未成年者喫煙防止事業補助金	—	未成年者喫煙防止事業補助金 (藤岡町たばこ小売組合)	未成年者喫煙防止事業補助金 (都賀町たばこ組合)	—
50	さつき展示会補助金	—	—	—	—
51	菊花展示会補助金	—	菊花展示会補助金	—	—
52	山野草展示会補助金	—	—	—	—
53	盆栽展示会補助金	—	盆栽展示会補助金	—	—
54	—	町内後継者育成奨励金及び就職奨励金	—	—	—
55	—	産業振興奨励金	—	—	—
56	—	—	農業公社運営補助金	農業公社運営補助金	—
57	認定農業者協議会補助金	認定農業者協議会補助金	認定農業者協議会補助金	認定農業者協議会補助金	—
58	農業者懇談会補助金	—	—	—	—
59	畜産連絡協議会補助金	—	畜産連絡協議会補助金	畜産連絡協議会補助金	—
60	—	青少年クラブ協議会補助金	青少年クラブ協議会補助金	—	—
61	—	農村生活研究グループ協議会補助金	農村生活研究グループ協議会補助金	農村生活研究グループ協議会補助金	—
62	—	担い手育成総合支援協議会補助金	担い手育成総合支援協議会補助金	—	担い手育成総合支援協議会補助金

63	—	集落営農組織連絡協議会補助金	—	—	—
64	—	おおひら集落営農プラスワン事業支援補助金	—	—	—
65	農業用廃ビニール処理補助金	—	—	農業用廃ビニール処理補助金	農業用廃ビニール処理補助金
66	—	おおひらマーケットイン推進事業補助金	—	—	—
67	—	—	生産出荷組合補助金	生産出荷組合補助金	—
68	—	—	特定農産物栽培補助金	—	—
69	—	—	—	施設園芸産地育成推進会議補助金	—
70	—	—	—	とちぎ食と農ふれあいフェア出展補助金	—
71	—	—	—	—	優良種苗購入事業補助金
72	—	—	—	—	安心・安全な農産物供給推進事業補助金
73	—	—	—	—	無人ヘリ水稻共同防除事業補助金
74	—	—	—	—	町猟友会交付金
75	—	—	—	—	農村体験交流事業交付金
76	森林整備事業費補助金	—	—	—	—
77	—	—	—	—	木の良さ普及啓発促進事業交付金

78	—	—	—	土地改良区運営費補助金	—
79	道路愛護会補助金	道路愛護会補助金	道路愛護会補助金	道路愛護会補助金	道路愛護会補助金
80	河川愛護会補助金	河川愛護会補助金	河川愛護会補助金	河川愛護会補助金	河川愛護会補助金
81	夢のある学校づくり補助金	総合的な学習支援補助金 マイチャレンジ推進事業補助金	—	—	マイチャレンジ推進事業補助金 特色ある教育活動交付金
82	—	—	総合的な学習時間活用補助金	—	総合的な学習の時間交付金
83	—	学校職員研修補助金	学校職員研修補助金	—	—
84	障がい児教育研究会研修補助金	—	—	—	—
85	手をつなぐ親の会連絡協議会育成補助金	手をつなぐ親の会連絡協議会育成補助金	手をつなぐ親の会連絡協議会育成補助金	—	—
86	遠距離通学児童通学費補助金	—	—	—	—
87	遠距離通学生徒通学費補助金	—	—	遠距離通学生徒通学費補助金	遠距離通学生徒補助金
88	—	教育研究所部会補助金 廃止	教育研究会補助金 (音楽、理科部会含む)	教育研究所部会補助金 廃止	—
89	—	子どもの安全を守る活動強化事業補助金	—	子どもの安全を守る活動強化事業補助金	—
90	—	進路指導費補助金	進路指導費補助金	進路指導費補助金	—
91	—	—	町小中学校音楽祭補助金 (教育研究会補助金に統合)	—	・上都賀地区音楽祭参加派遣交付金 ・芸術祭参加派遣交付金
92	—	青少年派遣事業(委託料)	中学生海外派遣事業(委託料)	中学生国際交流事業補助金	中学生国際交流事業交付金

93	—	人権教育研究校補助金	—	—	—
94	—	教育会補助金	—	—	教育会補助金
95	—	—	学校体育連盟補助金	学校体育連盟補助金 廃止	—
96	学校行事（クラブ、部活動）等交付金	学校行事（クラブ、部活動）等交付金	学校行事（クラブ、部活動）等交付金	学校行事（クラブ、部活動）等交付金	対外試合派遣補助金
97	学校体育連盟等主催全国・関東大会出場経費交付金	学校体育連盟等主催全国・関東大会出場経費報奨金	—	—	—
98	各地区児童生徒連絡協議会交付金	—	—	—	—
99	—	—	—	—	学校徴収金口座振替補助金
100	スポーツ振興促進委員会補助金	—	—	—	—
101	体育協会補助金	体育協会補助金	体育協会補助金	体育協会補助金	体育協会補助金
102	—	総合型地域スポーツクラブ運営補助金	—	総合型地域スポーツクラブ運営補助金	—
103	—	野球協会補助金	野球協会補助金	—	—
104	—	ソフトボール協会補助	ソフトボール協会補助金	—	—
105	—	サッカー協会補助金	サッカー協会補助金	—	—
106	—	ゴルフ協会補助金	ゴルフ連盟補助金	—	—
107	—	グラウンドゴルフ協会補助金	グラウンドゴルフ協会補助金	—	—

108	—	バレーボール協会補助金	—	—	—
109	—	地域のひろばコミュニティづくり連絡協議会補助金	—	—	—
110	—	子ども会育成会軽スポーツ大会補助金	—	—	—
111	—	—	—	—	町民ゴルフ大会補助金
112	—	レクリエーション協会補助金	—	—	—
113	—	スキー協会補助金	—	—	—
114	—	文化協会補助金	文化団体連絡協議会補助金	文化協会補助金	文化協会補助金
115	文化祭補助金	文化祭補助金	—	—	—
116	指定文化財補助金	指定文化財補助金	—	—	—
117	文化財保護交付金	文化財保護交付金（報償費）	文化財保護交付金（報償費）	文化財保護交付金	—
118	—	無形文化財伝承補助金	—	—	—
119	—	—	—	指定史跡補助金	城址保存事業補助金
120	—	—	—	指定天然記念物補助金	—
121	地区コミュニティ推進協議会育成補助金（４地区）	—	—	—	南部地区コミュニティ推進協議会補助金
122	地区文化祭補助金（４地区）	—	—	—	—
123	—	—	—	郷土芸能推進委員会補助金	西方町郷土芸能支援事業交付金

4 合併時は現行のとおりとし、合併後に統合するもの

現 況					
No.	栃 木 市				西 方 町
	旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町	
1	—	まちの駅ネットワークおおひら運営補助金	—	—	—
2	—	—	フラワーロード事業補助金	—	—

5 合併時は現行のとおりとし、平成24年度に栃木市の例により統合する。

現 況		
No.	栃木市	西 方 町
1	人間ドック等検診費委託料	人間ドック等検診費委託料

6 現行のとおりとするもの

現 況					
No.	栃 木 市				西 方 町
	旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町	
1	土地区画整理事業補助金（組合施行）				-
2	歴史的町並み景観形成補助金				-
3	栃木ユネスコ協会育成補助金				—
4	「小さな親切」運動栃木支部育成補助金				—
5	山本有三ふるさと記念館運営補助金	—	—	—	—

6	—	納涼祭実行委員会補助金	—	—	—
7	文化財山車保存会補助金	—	—	—	—
8	文化財山車収蔵庫建築費補助金	—	—	—	—
9	—	—	—	—	家庭教育学級事業交付金(親学習)
10	私学振興費補助金	—	—	—	—
11	—	豊かな体験活動推進事業補助金	—	—	—
12	栃木社会保険健康センター承継事業者運営費補助金	—	—	—	—
13	更生保護法人栃木明徳会補助金	—	—	—	—
14	-	おおひら自然に親しむ会補助金	-	-	-
15	幼稚園第二子等保育料減免事業費補助金				・幼稚園第二子等保育料減免事業費補助金
16	全国菓子大博覧会補助金				—
17	栃木県メーデー下都賀地区大会補助金				—
18	連合栃木下都賀地域協議会福利厚生活動補助金				—
19	フィルムコミッション事業補助金	—	—	—	—
20	千塚町上川原開発推進協議会補助金	—	—	—	—
21	栃木インター周辺開発研究会補助金	—	—	—	—

22	神輿連合渡御補助金	—	—	—	—
23	百八灯流し補助金	—	—	—	—
24	サマーフェスタ補助金	サマーフェスタ補助金	サマーフェスタ補助金	—	—
25	栃木・蔵の街かど映画祭補助金	—	—	—	—
26	出流新そばまつり補助金	—	—	—	—
27	星野自然の里づくり行事補助金	—	—	—	—
28	例幣使街道振興行事補助金	—	—	—	—
29	栃木市記念館等共通券印刷等補助金	—	—	—	—
30	産業祭補助金	産業祭補助金	産業祭補助金	産業祭補助金	にしかたいきいきふれあい祭り交付金
31	—	さくらまつり実行委員会補助金	—	—	—
32	—	光と音のページェント補助金	—	—	—
33	—	—	バルーンレース実行委員会補助金	—	—
34	—	—	観光甘藷栽培組合補助金	—	—
35	—	—	おはやし保存会連合会補助金	—	—
36	—	—	よさこい 藤岡運営委員会補助金	—	—
37	—	—	どんど焼き保存会補助金	—	—
38	—	—	—	花まつり仮設ステージ補助金	—

39	—	—	—	農業融資資金保証料補助金	—
40	—	—	排水機場維持管理費補助金	—	—
41	巴波川西部地区農業集落排水事業推進協議会補助金				—

7 合併時までに調整するもの

現 況					
No.	栃 木 市				西 方 町
	旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町	
1	幼稚園就園奨励費補助金				幼稚園就園奨励費補助金
2	幼稚園第三子以降支援事業費補助金				—
3	—	—	—	—	中小企業年末融資利子補給補助金
4	企業立地奨励補助金	企業立地奨励補助金	—	企業立地奨励補助金	—

8 合併時は現行のとおりとし、合併後に調整するもの

現 況					
No.	栃 木 市				西 方 町
	旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町	
1	—				上都賀郡市医師会付属看護学校運営補助金
2	健康増進事業等推進協力交付金（市医師会・市歯科医師会を含む）				健康増進事業等推進協力交付金

3	病院群輪番制病院運営費補助金				病院群輪番制病院運営事業費
4	病院群輪番制病院設備整備費補助金（平成 22 年度は該当事業なし）				—
5	小児二次救急医療支援事業費補助金				小児二次救急医療支援事業費補助金
6	—	交通安全協会補助金	交通安全協会補助金	交通安全協会補助金	交通安全施設管理交付金
7	-	-	藤岡町霊きゅう自動車使用料補助金	-	-

9 合併時に廃止するもの

現 況		
No.	栃木市	西 方 町
1	-	西方町ごみ収集ステーション整備助成金

10 合併時は現行のとおりとし、平成 2 4 年度に廃止する。

現 況		
No.	栃木市	西 方 町
1	該当なし	後期高齢者医療人間ドック検診費委託料

協議第 2 0 号

合併協定項目 1 8 町名、字名の取扱いについて

町名、字名の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 1 8 町名、字名の取扱い
調整方針	町名、字名については、原則として従前のとおりとし、 大字を冠する字名は大字を削るものとする。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 8 町名、字名の取扱い	関係項目	
調整の方針	町名、字名については、原則として従前のとおりとし、大字を冠する字名は大字を削るものとする。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市		西 方 町	西方町の字名については、原則として従前のとおりとし、大字を冠する字名は大字を削るものとする。 地域自治区を採用する西方町においては、字名の前に、地域自治区の名称を冠することになる。
万町（ヨウチヨウ）倭町（ヤマトチヨウ）旭町（アサチヨウ）室町（ムロチヨウ）城内町1丁目（ジョウカイチヨウイチヨウメ）城内町2丁目（ジョウカイチヨウニチヨウメ）神田町（カダチヨウ）本町（ホンチヨウ）日ノ出町（ヒノデチヨウ）沼和田町（ヌマワダチヨウ）河合町（カワイチヨウ）片柳町1丁目（カタヤナギチヨウイチヨウメ）片柳町2丁目（カタヤナギチヨウニチヨウメ）片柳町3丁目（カタヤナギチヨウサンチヨウメ）片柳町4丁目（カタヤナギチヨウヨンチヨウメ）片柳町5丁目（カタヤナギチヨウゴチヨウメ）湊町（ミナトチヨウ）富士見町（フジミチヨウ）境町（カイチヨウ）平井町（ヒライチヨウ）園部岡1丁目（ソノハチヨウイチヨウメ）園部岡2丁目（ソノハチヨウニチヨウメ）園部岡3丁目（ソノハチヨウサンチヨウメ）園部岡4丁目（ソノハチヨウヨンチヨウメ）入舟町（イフナチヨウ）祝町（イワチヨウ）柳橋町（ヤナギハシチヨウ）箱森町（ハコノリチヨウ）小平町（コヘチヨウ）錦町（ニシチヨウ）嘉右衛門町（カウエモンチヨウ）泉町（イミチヨウ）大町（オオチヨウ）昭和町（ショウワチヨウ）大宮町（オオミヤチ）平柳町1丁目（ヒライナギマチイチヨウメ）平柳町2丁目（ヒライナギマチニチヨウメ）平柳町3丁目（ヒライナギマチサンチヨウメ）今泉町1丁目（イマイズミチイチヨウメ）今泉町2丁目（イマイズミチニチヨウメ）仲仕上町（ナカシアゲマチ）藤田町（フジタマチ）久保田町（クボタマチ）宮田町（ミヤタマチ）高谷町（タカヤマチ）樋ノ口町（ヒノクチマチ）皆川城内町（ミナガハチヨウカイチ）柏倉町（カシクラマチ）小野口町（オノグチマチ）志鳥町（シトリマチ）岩出町（イワデマチ）大皆川町（オオミナガハマチ）泉川町（イズミガハマチ）新井町（アライチ）吹上町（フキガヘマチ）細堀町（ホソヅリマチ）木野地町（キノヂマチ）川原田町（カワラタマチ）野中町（ノナカマチ）宮町（ミヤマチ）千塚町（チヅカマチ）大森町（オオモリマチ）仲方町（ナカカタマチ）梓町（アズサマチ）尻内町（シウチマチ）梅沢町（ウメザエマチ）大久保町（オオクボマチ）鍋山町（ナベヤマチ）星野町（ホシノマチ）出流町（イズルマチ）惣社町（ソウシャマチ）柳原町（ヤナギハラマチ）大光寺町（オウコウジマチ）田村町（タムラマチ）寄居町（ヨイマチ）国府町（コフマチ）大塚町（オオツカマチ） 以上77件		大字金崎（オオヤナギカサキ） 大字本城（オオヤナギホンジヨウ） 大字元（オオヤナギモト） 大字金井（オオヤナギカイ） 大字本郷（オオヤナギホンゴウ） 大字真名子（オオヤナギマナコ） 以上6件	
大平町富田（オホヒラマチトミダ）大平町西山田（オホヒラマチニシヤマダ）大平町下皆川（オホヒラマチシモミナガハ）大平町横堀（オホヒラマチヨコヅリ）大平町牛久（オホヒラマチウシク）大平町川連（オホヒラマチカワレン）大平町土与（オホヒラマチドヨ）大平町蔵井（オホヒラマチクライ）大平町真弓（オホヒラマチマユミ）大平町下高島（オホヒラマチシモタカシマ）大平町上高島（オホヒラマチカミタカシマ）大平町北武井（オホヒラマチキタタケイ）大平町新（オホヒラマチシン）大平町西野田（オホヒラマチニシノダ）大平町榎本（オホヒラマチエノモト）大平町西水代（オホヒラマチニシミヅヨ）大平町伯仲（オホヒラマチハクチュウ） 以上17件			

藤岡町部屋（フジオカチ ヲ）藤岡町新波（フジオカチ ニハ）藤岡町石川（フジオカチ イカ）藤岡町帯刀（フジオカチ タイ）藤岡町緑川（フジオカチ ミドリカ）
藤岡町西前原（フジオカチ ニシマエハラ）藤岡町蛭沼（フジオカチ ヒルマ）藤岡町富吉（フジオカチ トミヨシ）藤岡町中根（フジオカチ ナカネ）藤岡町藤岡（フジオカチ フ
ジオカ）藤岡町内野（フジオカチ ウチノ）藤岡町下宮（フジオカチ シタミヤ）藤岡町赤麻（フジオカチ アカマ）藤岡町大前（フジオカチ オオマエ）藤岡町甲（フジオカチ コウ）
藤岡町都賀（フジオカチ ツガ）藤岡町大田和（フジオカチ オオタワ）藤岡町太田（フジオカチ オオタ）以上18件

都賀町合戦場（ツガマチ カセバ）都賀町平川（ツガマチ ヒラカ）都賀町升塚（ツガマチ ノボリヅカ）都賀町家中（ツガマチ イエカ）都賀町原宿（ツガマチ ハラジユク）
都賀町木（ツガマチ キ）都賀町臼久保（ツガマチ ウスベ）都賀町大橋（ツガマチ オオハシ）都賀町富張（ツガマチ トミハリ）都賀町深沢（ツガマチ フカザワ）都賀町大柿（ツ
ガマチ オオカキ）以上11件

旧大平町、旧藤岡町及び旧都賀町であった区域においては、地域自治区を採用しているため、字名の前に地域自治区の名称を冠している。

協議第 2 1 号

合併協定項目 1 9 慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 1 9 慣行の取扱い
調整方針	1 市章及び市の旗については、合併時に栃木市の市章及び市旗を用いることとし、市の歌、市の木、市の花、市の鳥については、合併後、新市において定める。 2 各種宣言については、従来の宣言を踏まえ、必要なものを合併後、新市において定める。 3 市民憲章については、合併後、新市において調整する。 4 ・表彰制度については、合併時まで調整する。 ・名誉市町民に関することについては、合併時ま

	でに調整する。なお、これまでの名誉市町民は、 継続して新市の名誉市民とする。
--	---

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 9 慣行の取扱い	関係項目	1 市章・旗・歌・木・花・鳥
調整の方針	市章及び市の旗については、合併時に栃木市の市章及び市旗を用いることとし、市の歌、市の木、市の花、市の鳥については、合併後、新市において定める。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市		西 方 町	
○市章及び市旗 平成 2 2 年 1 0 月 2 日に制定予定（同日の合併記念式典において発表予定）		○町章 昭和 46 年に一般募集による。 （昭和 46 年 11 月 3 日告示第 46 号） ○町歌 昭和 5 0 年、西方村合併 2 0 周年を記念して、作成 ○町木 ：けやき ○町の花 ：うめ ○町の鳥 ：ひばり	
		市章及び市の旗については、合併時に栃木市の市章及び市旗を用いる。 市の歌、市の木、市の花及び市の鳥については、合併後、新市において定める。	

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 9 慣行の取扱い	関係項目	2 各種宣言
調整の方針	各種宣言については、従来の宣言を踏まえ、必要なものを合併後、新市において定める。		
現 況			具体的な調整内容
栃 木 市		西 方 町	
○都市宣言 なし	○非核宣言 昭和59年 6月11日 ○青色申告振替納税推進のまち宣言 平成6年3月8日 ○生涯学習のまち宣言 平成6年12月16日 ○シートベルト着用推進の町宣言 平成7年6月22日 ○お年寄りに優しいまちづくり交通安全宣言 平成9年9月12日		合併後、従来の宣言を踏まえ、必要なものを新市において定める。

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 9 慣行の取扱い	関係項目	3 憲章
調整の方針	市民憲章については、合併後、新市において調整する。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市		西 方 町	
○市民憲章 なし		○町民憲章 わたくしたちは 心からふるさとを愛し 笑顔と緑のまち 西方の誇りを守り 高めるためにこの町民憲章をさだめます 1 心もからだも健康で 仕事に励みましょう 2 互いに助け合い 住みよい町をつくりましょう 3 進んで教養を高め 広く豊かな心を育てましょう	
		合併後、新市において調整する。	

協議第 2 2 号

合併協定項目 2 0 国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 0 国民健康保険事業の取扱い
調整方針	1 - 国民健康保険税の税率については、合併時は現行のとおりとし、合併後平成 2 4 年 3 月までに再編する。 - 軽減制度については、合併時は現行のとおりとし、合併後平成 2 4 年 3 月までに再編する。 - 減免措置については、栃木市の例により合併時に統合する。 - 納期については、合併時までには栃木市の例により統合する。 2 - 特定健康診査については、合併時は現行のとおりとし、平成 2 4 年度に栃木市の例により統合する。 - 特定保健指導については、現行のとおりとする。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 0 国民健康保険事業の取扱い				関係項目	1 国民健康保険税の賦課
調整の方針	・ 国民健康保険税の税率については、合併時は現行のとおりとし、合併後平成2 4年3月までに再編する。 ・ 軽減制度については、合併時は現行のとおりとし、合併後平成2 4年3月までに再編する。 ・ 減免措置については、栃木市の例により合併時に統合する。 ・ 納期については、合併時までには栃木市の例により統合する。					
現 況						
栃 木 市					西方町	具体的な調整内容
旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町			
○税率	○税率	○税率	○税率	○税率	税率については、差異があるため、市町村の合併の特例等に関する法律第1 6条の規定を適用し、合併後平成2 4年3月までに再編する。	
■医療分	■医療分	■医療分	■医療分	■医療分		
所得割 5. 7%	所得割 6. 9%	所得割 6. 4%	所得割 6. 5%	所得割 7. 4%		
資産割 2 9. 0%	資産割 2 2. 0%	資産割 2 8. 4%	資産割 2 7. 0%	資産割 2 8. 0%		
均等割 2 3, 0 0 0円	均等割 2 4, 0 0 0円	均等割 2 1, 2 0 0円	均等割 1 8, 0 0 0円	均等割 3 0, 0 0 0円		
平等割 2 4, 5 0 0円	平等割 1 5, 0 0 0円	平等割 2 0, 0 0 0円	平等割 1 6, 8 0 0円	平等割 2 9, 0 0 0円		
限度額 4 7 0, 0 0 0円	限度額 4 7 0, 0 0 0円	限度額 4 7 0, 0 0 0円	限度額 4 7 0, 0 0 0円	限度額 4 7 0, 0 0 0円		
■支援金分	■支援金分	■支援金分	■支援金分	■支援金分		
所得割 2. 2%	所得割 2. 0%	所得割 1. 6%	所得割 1. 7%	所得割 1. 5%		
資産割 1 0. 0%	資産割 1 0. 0%	資産割 7. 0%	資産割 7. 0%	資産割 6. 8%		
均等割 5, 0 0 0円	均等割 7, 0 0 0円	均等割 5, 3 0 0円	均等割 5, 0 0 0円	均等割 8, 5 0 0円		
平等割 5, 5 0 0円	平等割 4, 0 0 0円	平等割 5, 0 0 0円	平等割 3, 6 0 0円	平等割 7, 0 0 0円		
限度額 1 2 0, 0 0 0円	限度額 1 2 0, 0 0 0円	限度額 1 2 0, 0 0 0円	限度額 1 2 0, 0 0 0円	限度額 1 2 0, 0 0 0円		
■介護分	■介護分	■介護分	■介護分	■介護分		
所得割 2. 0%	所得割 1. 4%	所得割 1. 5%	所得割 1. 7%	所得割 1. 4%		
資産割 7. 2%	資産割 5. 4%	資産割 4. 6%	資産割 6. 0%	資産割 3. 0%		
均等割 8, 5 0 0円	均等割 6, 2 0 0円	均等割 7, 0 0 0円	均等割 8, 0 0 0円	均等割 9, 0 0 0円		
平等割 6, 5 0 0円	平等割 5, 0 0 0円	平等割 5, 0 0 0円	平等割 6, 0 0 0円	平等割 7, 0 0 0円		
限度額 9 0, 0 0 0円	限度額 9 0, 0 0 0円	限度額 9 0, 0 0 0円	限度額 9 0, 0 0 0円	限度額 9 0, 0 0 0円		

現況					具体的な調整内容
栃 木 市				西方町	
旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町		
■合計 所得割 9.9％ (基準総所得金額に対して) 資産割 46.2％ (固定資産税額に対して) 均等割 36,500円 (一人当たり) 平等割 36,500円 (一世帯当たり) 賦課限度額 680,000円 ○国保税軽減制度 〔軽減措置〕 ・被保険者世帯の所得状況に応じ て、均等割・平等割額の軽減を 行う。 (2割・5割・7割軽減) ・被保険者が後期高齢者医療に移 行したことにより単身世帯にな ったとき、医療分と支援分に係る 平等割額を5年間半額にする。 ・非自発的失業者ついて、失業の 翌日から翌年度末までの間、前年 の給与所得を 30/100 として算定 する。 〔減免〕 ・旧被扶養者の所得割、資産割を 免除し、均等割を半額にする。単 身世帯のときは、平等割を半額に する。	■合計 所得割 9.9％ (基準総所得金額に対して) 資産割 36.4％ (固定資産税額に対して) 均等割 35,900円 (一人当たり) 平等割 22,900円 (一世帯当たり) 賦課限度額 680,000円 ○国保税軽減制度 〔軽減措置〕 ・被保険者世帯の所得状況に応じ て、均等割・平等割額の軽減を 行う。 (4割・6割軽減) ・被保険者が後期高齢者医療に移 行したことにより単身世帯にな ったとき、医療分と支援分に係る 平等割額を5年間半額にする。 ・非自発的失業者ついて、失業の 翌日から翌年度末までの間、前年 の給与所得を 30/100 として算定 する。 〔減免〕 ・旧被扶養者の所得割、資産割を 免除し、均等割を半額にする。単 身世帯のときは、平等割を半額に する。	■合計 所得割 9.5％ (基準総所得金額に対して) 資産割 40.0％ (固定資産税額に対して) 均等割 33,500円 (一人当たり) 平等割 30,000円 (一世帯当たり) 賦課限度額 680,000円 ○国保税軽減制度 〔軽減措置〕 ・被保険者世帯の所得状況に応じ て、均等割・平等割額の軽減を 行う。 (4割・6割軽減) ・被保険者が後期高齢者医療に移 行したことにより単身世帯にな ったとき、医療分と支援分に係る 平等割額を5年間半額にする。 ・非自発的失業者ついて、失業の 翌日から翌年度末までの間、前年 の給与所得を 30/100 として算定 する。 〔減免〕 ・旧被扶養者の所得割、資産割を 免除し、均等割を半額にする。単 身世帯のときは、平等割を半額に する。	■合計 所得割 9.9％ (基準総所得金額に対して) 資産割 40.0％ (固定資産税額に対して) 均等割 31,000円 (一人当たり) 平等割 26,400円 (一世帯当たり) 賦課限度額 680,000円 ○国保税軽減制度 〔軽減措置〕 ・被保険者世帯の所得状況に応じ て、均等割・平等割額の軽減を 行う。 (4割・6割軽減) ・被保険者が後期高齢者医療に移 行したことにより単身世帯にな ったとき、医療分と支援分に係る 平等割額を5年間半額にする。 ・非自発的失業者ついて、失業の 翌日から翌年度末までの間、前年 の給与所得を 30/100 として算定 する。 〔減免〕 ・旧被扶養者の所得割、資産割を 免除し、均等割を半額にする。単 身世帯のときは、平等割を半額に する。	■合計 所得割 10.3％ (基準総所得金額に対して) 資産割 37.8％ (固定資産税額に対して) 均等割 47,500円 (一人当たり) 平等割 43,000円 (一世帯当たり) 賦課限度額 680,000円 ○国保税軽減制度 〔軽減措置〕 ・被保険者世帯の所得状況に応じ て、均等割・平等割額の軽減を 行う。 (2割・5割・7割軽減) ・被保険者が後期高齢者医療に移 行したことにより単身世帯にな ったとき、医療分と支援分に係る 平等割額を5年間半額にする。 ・非自発的失業者ついて、失業の 翌日から翌年度末までの間、前年 の給与所得を 30/100 として算定 する。 〔減免〕 ・旧被扶養者の所得割、資産割を 免除 し、均等割を半額にする。単 身世帯のときは、平等割を半額 にする。	軽減制度については、合併 時は現行のとおりとし、合併 後平成24年3月までに再編 する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
○国保税減免制度 栃木市国民健康保険税減免取扱要綱を制定し、条例に規定する減免について、必要な事項を定めている。 〔減免措置〕 (1) 災害等により生活が著しく困難となったもの (2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限る。)の属する世帯の世帯主 ア 被保険者の資格を取得した日において65歳以上である者 イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者 (ア) 健康保険法の規定による被保険者 (イ) 船員保険法の規定による被保険者 (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員 (エ) 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはりつけるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者 (3) その他特別の理由があると市長が認める者	○国保税減免制度 〔減免措置〕 (1) 災害、その他特別の事情がある者 (2) 貧困等により生活のため公私の扶助を受ける者 (3) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限る。)の属する世帯の納付義務者 ア 被保険者の資格を取得した日において65歳以上である者 イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者 (ア) 健康保険法の規定による被保険者 (イ) 船員保険法の規定による被保険者 (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員 (エ) 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはりつけるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者 (4) その他特別の事情がある者	減免については、栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
○〔納期〕 ■賦課期日 4月1日 ・第1期 7月1日から同月31日 ・第2期 8月1日から同月31日 ・第3期 9月1日から同月30日 ・第4期 10月1日から同月31日 ・第5期 11月1日から同月30日 ・第6期 12月1日から同月31日 ・第7期 1月1日から同月31日 ・第8期 2月1日から同月末日 ・現年随時 3月1日から同月31日 ・特別徴収 4月から2月まで年金支払時 ■過年度分徴収月 随時	○〔納期〕 ■賦課期日 4月1日 ・第1期 7月1日から同月31日 ・第2期 8月1日から同月31日 ・第3期 9月1日から同月30日 ・第4期 10月1日から同月31日 ・第5期 11月1日から同月30日 ・第6期 12月1日から同月25日 ・第7期 1月1日から同月31日 ・第8期 2月1日から同月末日 ・現年随時 3月1日から同月31日 ・特別徴収 4月から2月まで年金支払時 ■過年度分徴収月 随時	納期については、合併時までに栃木市の例により統合する。

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 0 国民健康保険事業の取扱い	関係項目	2 特定健康診査・特定保健指導
調整の方針	特定健康診査については、合併時は現行のとおりとし、平成24年度に栃木市の例により統合する。 特定保健指導については、現行のとおりとする。		
現		況	
栃 木 市		西 方 町	
■目的 被保険者の健康保持及び医療費の抑制を図るため、特定健診及び特定保健指導を実施するもの。 ■概要 ①特定健診 ・実施方法 集団健診及び個別健診方式 ・実施場所 集団 保健福祉センター等 個別 指定検診機関 ・健診項目 厚生労働省の定めたる項目 ・実施時期 5月から翌年1月 ・自己負担額 0円		■目的 被保険者の健康保持及び医療費の抑制を図るため、特定健診及び特定保健指導を実施するもの。 ■概要 ①特定健診 ・実施方法 集団健診及び個別健診方式 ・実施場所 集団 保健センター 個別 指定検診機関 ・健診項目 厚生労働省の定めたる項目 ・実施時期 6月から12月 ・自己負担額 集団 500円 個別 1,000円	
		具体的な調整内容	
		合併時は現行のとおりとし、平成24年度に栃木市の例により統合する。	

現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西方町	
旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町		
②特定保健指導 ・実施方法 保健師による直営 ・実施場所 保健福祉センター等 ・健診項目 動機付け支援1回 積極的支援 3 ヶ月 以上の継続的な支援 ・実施時期 7月から翌年6月 ・自己負担額 無料 ■対象者 40 歳以上 74 歳の国保被保険者 ■事務手順 ・特定健康診査の実施に関する計画の策定 ・対象者の把握 ・受診券の発行 ・特定健康診査委託料等の支払い ・特定健康診査等の評価 その他、特定健診・保健指導の実施に関する事務は、保険年金課と健康増進課と合同	②特定保健指導 ・実施方法 保健師による直営 ・実施場所 保健福祉センター等 ・健診項目 動機付け支援1回 積極的支援 3 ヶ月 以上の継続的な支援 ・実施時期 7月から翌年6月 ・自己負担額 無料 ■対象者 40 歳以上 74 歳の国保被保険者 ■事務手順 ・特定健康診査の実施に関する計画の策定 ・対象者の把握（生活機能評価健診対象者の把握） ・受診券の発行 ・特定健康診査委託料等の支払い ・特定健康診査等の評価 その他、特定健診・保健指導の実施に関する事務は、市民生活課と保健福祉課と合同	②特定保健指導 ・実施方法 保健師による直営 ・実施場所 保健福祉センター等 ・健診項目 動機付け支援1回 積極的支援 3 ヶ月 以上の継続的な支援 ・実施時期 7月から翌年6月 ・自己負担額 無料 ■対象者 40 歳以上 74 歳の国保被保険者 ■事務手順 ・特定健康診査の実施に関する計画の策定 ・対象者の把握 ・受診券の発行 ・特定健康診査委託料等の支払い ・特定健康診査等の評価 その他、特定健診・保健指導の実施に関する事務は、市民生活課と保健福祉課と合同	②特定保健指導 ・実施方法 積極的支援は直営 動機付け支援は委託 ・実施場所 保健センター ・健診項目 動機付け支援1回 積極的支援 3 ヶ月 以上の継続的な支援 ・実施時期 7月から翌年6月 ・自己負担額 無料 ■対象者 40 歳以上 74 歳の国保被保険者 ■事務手順 ・特定健康診査の実施に関する計画の策定 ・対象者の把握 ・受診券の発行 ・特定健康診査委託料等の支払い ・特定健康診査等の評価 その他、特定健診・保健指導の実施に関する事務は、市民生活課と保健福祉課と合同	②特定保健指導 ・実施方法 保健師による直営 ・実施場所 保健センター ・健診項目 動機付け支援1回 積極的支援 3 ヶ月 以上の継続的な支援 ・実施時期 7月から翌年6月 ・自己負担額 無料 ■対象者 40 歳以上 74 歳の国保被保険者 ■事務手順 ・特定健康診査の実施に関する計画の策定 ・対象者の把握 ・受診券の発行 ・特定健康診査委託料等の支払い ・特定健康診査等の評価 その他、特定健診・保健指導の実施に関する事務は、住民課と保健福祉課と合同	現行のとおりとする。

協議第 2 3 号

合併協定項目 2 1 介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 1 介護保険事業の取扱い
調整方針	1 介護保険事業計画については、合併時は現行のとおりとし、平成 2 4 年 3 月までに再編する。 2 介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、平成 2 4 年 3 月までに再編する。 3 地域包括支援センターについては、合併時は現行のとおりとし、平成 2 4 年 3 月までに再編する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 1 介護保険事業の取扱い				関係項目	1 介護保険事業計画
調整の方針	介護保険事業計画については、合併時は現行のとおりとし、平成 2 4 年 3 月までに再編する。					
現 況						
栃 木 市					西 方 町	具体的な調整内容
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町			
○介護保険事業計画 介護保険法の規定により 3 年に 1 回介護保険事業計画の見直しを行い、介護保険事業の基本計画を策定する。 【概要】 高齢者保健福祉計画と一体した「ゆーあい長寿プラン」として、栃木市高齢者福祉計画及び栃木市介護保険事業計画を策定。 【計画期間】 平成 21 年度から平成 23 年度 【内容】 計画趣旨 介護保険サービス利用見込施設整備計画 (次期整備予定) 特養(広域) 小規模特養、GH 等 介護保険料 等	○介護保険事業計画 介護保険法の規定により 3 年に 1 回介護保険事業計画の見直しを行い、介護保険事業の基本計画を策定する。 【概要】 高齢者保健福祉計画と一体した「おおひらいいききプラン」として、大平町高齢者福祉計画及び大平町介護保険事業計画を策定。 【計画期間】 平成 21 年度から平成 23 年度 【内容】 計画趣旨 介護保険サービス利用見込施設整備計画 (4 期整備予定) 小規模特養、GH 等 介護保険料 等	○介護保険事業計画 介護保険法の規定により 3 年に 1 回介護保険事業計画の見直しを行い、介護保険事業の基本計画を策定する。 【概要】 高齢者保健福祉計画と一体した計画として、藤岡町高齢者福祉計画及び第 4 期藤岡町介護保険事業計画を策定。 【計画期間】 平成 21 年度から平成 23 年度 【内容】 計画趣旨 介護保険サービス利用見込施設整備計画 (第 4 期施設整備予定) 予定なし 介護保険料 等	○介護保険事業計画 介護保険法の規定により 3 年に 1 回介護保険事業計画の見直しを行い、介護保険事業の基本計画を策定する。 【概要】 高齢者保健福祉計画と一体した計画として、都賀町高齢者保健福祉計画及び第 4 期都賀町介護保険事業計画を策定。 【計画期間】 平成 21 年度から平成 23 年度 【内容】 計画趣旨 介護保険サービス利用見込施設整備計画 (第 4 期計画整備予定) 多機能、GH 等 介護保険料 等	○介護保険事業計画 介護保険法の規定により 3 年に 1 回介護保険事業計画の見直しを行い、介護保険事業の基本計画を策定する。 【概要】 高齢者保健福祉計画と一体した計画として、西方町高齢者保健福祉計画及び第 4 期西方町介護保険事業計画を策定。 【計画期間】 平成 21 年度から平成 23 年度 【内容】 計画趣旨 介護保険サービス利用見込施設整備計画 (第 4 期計画整備予定) 地域密着型(多機能、GH) 介護保険料 等	第 4 期計画が平成 21 年度から 23 年度まで計画実行中のため、合併時は現行のとおりとし、23 年度の第 5 期計画策定時に再編する。	

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 1 介護保険事業の取扱い				関係項目	2 介護保険料
調整の方針	介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、平成24年3月までに再編する。					
現況					具体的な調整内容	
栃木市						
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町	西 方 町		
○介護保険料 ・保険料の納期 7.8.9.10.11.12 1.2月 ・利用者負担軽減 独自軽減なし ・減免措置 独自減免なし ・4期保険料 8段階設定 21年 基準月額 4,073 円 基準年額 48,800 円 22年 基準月額 4,131 円 基準年額 49,500 円 23年 基準月額 4,190 円 基準年額 50,200 円 第1号被保険者の所得段階別保険料 ・第1段階 基準額×0.47 市民税非課税世帯 生活保護受給者又は老齢福	○介護保険料 ・保険料の納期 7.8.9.10.11.12 1.2月 ・利用者負担軽減 独自軽減なし ・減免措置 独自減免なし ・4期保険料 8段階設定 21年から23年まで3年 間統一 基準月額 4,050 円 基準年額 48,600 円 第1号被保険者の所得段階別保険料 ・第1段階 基準額×0.5 市民税非課税世帯 生活保護受給者又は老齢福	○介護保険料 ・保険料の納期 7.8.9.10.11.12 1.2月 ・利用者負担軽減 独自軽減なし ・減免措置 独自減免なし ・4期保険料 7段階設定 21年 基準月額 3,000 円 基準年額 36,000 円 22年 基準月額 3,050 円 基準年額 36,600 円 23年 基準月額 3,100 円 基準年額 37,200 円 第1号被保険者の所得段階別保険料 ・第1段階 基準額×0.5 市民税非課税世帯 生活保護受給者又は老齢福	○介護保険料 ・保険料の納期 7.8.9.10.11.12 1.2月 ・利用者負担軽減 独自軽減なし ・減免措置 独自減免あり ・4期保険料 9段階設定 21年から23年まで3年 間統一 基準月額 3,575 円 基準年額 42,900 円 第1号被保険者の所得段階別保険料 ・第1段階 基準額×0.5 市民税非課税世帯 生活保護受給者又は老齢福	○介護保険料 ・保険料の納期 7.8.9.11.12.1月 ・利用者負担軽減 独自軽減なし ・減免措置 独自減免あり ・4期保険料 6段階設定 21年 基準月額 3,020 円 基準年額 36,200 円 22年 基準月額 3,070 円 基準年額 36,800 円 23年 基準月額 3,100 円 基準年額 37,200 円 第1号被保険者の所得段階別保険料 ・第1段階 基準額×0.5 町民税非課税世帯 生活保護受給者又は老齢福	第4期計画が平成21年度から23年度まで計画実行中のため、合併時は現行のとおりとし、23年度の第5期計画策定時に再編する。	

現況					具体的な調整 内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
祉年金受給者	祉年金受給者	祉年金受給者	祉年金受給者	祉年金受給者	
21 年 22,900 円	21 年から 23 年まで統一	21 年 18,000 円	21 年から 23 年まで統一	21 年 18,100 円	
22 年 23,200 円	24,300 円	22 年 18,300 円	21,500 円	22 年 18,400 円	
23 年 23,600 円		23 年 18,600 円		23 年 18,600 円	
・第 2 段階 基準額×0.47	・第 2 段階 基準額×0.5	・第 2 段階 基準額×0.5	・第 2 段階 基準額×0.5	・第 2 段階 基準額×0.5	
市民税非課税世帯	市民税非課税世帯	市民税非課税世帯	市民税非課税世帯	町民税非課税世帯	
合計所得金額＋課税年金収入	合計所得金額＋課税年金収	合計所得金額＋課税年金収	合計所得金額＋課税年金収	合計所得金額＋課税年金収	
額 80 万円	入額 80 万円	入額 80 万円	入額 80 万円	入額 80 万円	
21 年 22,900 円	21 年から 23 年まで統一	21 年 18,000 円	21 年から 23 年まで統一	21 年 18,100 円	
22 年 23,200 円	24,300 円	22 年 18,300 円	21,500 円	22 年 18,400 円	
23 年 23,600 円		23 年 18,600 円		23 年 18,600 円	
・第 3 段階 基準額×0.7	・第 3 段階 基準額×0.75	・第 3 段階 基準額×0.75	・第 3 段階 基準額×0.75	・第 3 段階 基準額×0.75	
市民税非課税世帯	市民税非課税世帯	市民税非課税世帯	市民税非課税世帯	町民税非課税世帯	
上記以外 21 年 34,200 円	上記以外	上記以外 21 年 27,000 円	上記以外	上記以外 21 年 27,100 円	
22 年 34,700 円	21 年から 23 年まで統一	22 年 27,450 円	21 年から 23 年まで統一	22 年 27,600 円	
23 年 35,100 円	36,500 円	23 年 27,900 円	32,200 円	23 年 27,900 円	
・第 4 段階 基準額×0.9	・第 4 段階 基準額×0.91	・第 4 段階 基準額×0.85	・第 4 段階 基準額×0.85	・第 4 段階 基準額×0.85	
本人が市民税非課税	本人が市民税非課税	本人が市民税非課税	本人が市民税非課税	本人が町民税非課税	
合計所得金額＋課税年金収入	合計所得金額＋課税年金収	合計所得金額＋課税年金収	合計所得金額＋課税年金収	合計所得金額＋課税年金収	
額 80 万円	入額 80 万円	入額 80 万円	入額 80 万円	入額 80 万円	
21 年 43,900 円	21 年から 23 年まで統一	21 年 30,600 円	21 年から 23 年まで統一	21 年 30,700 円	
22 年 44,600 円	44,300 円	22 年 31,110 円	36,500 円	22 年 31,200 円	
23 年 45,200 円		23 年 31,620 円		23 年 31,600 円	
・第 4 段階 基準額×1.0	・第 4 段階 基準額×1.0	・第 4 段階 基準額×1.0	・第 4 段階 基準額×1.0	・第 4 段階 基準額×1.0	
本人が市民税非課税	本人が市民税非課税	本人が市民税非課税	本人が市民税非課税	本人が町民税非課税	
上記以外 21 年 48,800 円	上記以外	上記以外 21 年 36,000 円	上記以外	上記以外 21 年 36,200 円	
22 年 49,500 円	21 年から 23 年まで統一	22 年 36,600 円	21 年から 23 年まで統一	22 年 36,800 円	
23 年 50,200 円	48,600 円	23 年 37,200 円	42,900 円	23 年 37,200 円	

現況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
・第5段階 基準額×1.2 本人が市民税課税 合計所得金額 125 万円以下 21 年 58,600 円 22 年 59,400 円 23 年 60,300 円 ・第6段階 基準額×1.3 本人が市民税課税 合計所得金額 125 万円を超え 200 万円未満 21 年 63,500 円 22 年 64,400 円 23 年 65,300 円 ・第7段階 基準額×1.65 本人が市民税課税 合計所得金額 200 万円以上 500 万円未満 21 年 80,600 円 22 年 81,700 円 23 年 82,900 円 ・第8段階 基準額×1.9 本人が市民税課税 合計所得金額 500 万円以上 21 年 92,800 円 22 年 94,100 円 23 年 95,500 円	・第5段階 基準額×1.2 本人が市民税課税 合計所得金額 125 万円未満 21 年から 23 年まで統一 58,400 円 ・第6段階 基準額×1.4 本人が市民税課税 合計所得金額 125 万円以上 200 万円未満 21 年から 23 年まで統一 68,100 円 ・第7段階 基準額×1.5 本人が市民税非課税 合計所得金額 200 万円以上 400 万円未満 21 年から 23 年まで統一 72,900 円 ・第8段階 基準額×1.7 本人が市民税課税 合計所得金額 400 万円以上 21 年から 23 年まで統一 82,700 円	・第5段階 基準額×1.15 本人が市民税課税 合計所得金額 125 万円未満 21 年 41,400 円 22 年 42,090 円 23 年 42,780 円 ・第6段階 基準額×1.25 本人が市民税課税 合計所得金額 125 万円以上 200 万円未満 21 年 45,000 円 22 年 45,750 円 23 年 46,500 円 ・第7段階 基準額×1.50 本人が市民税課税 合計所得金額 200 万円以上 21 年 54,000 円 22 年 54,900 円 23 年 55,800 円	・第5段階 基準額×1.125 本人が市民税課税 合計所得金額 80 万円未満 21 年から 23 年まで統一 48,300 円 ・第6段階 基準額×1.25 本人が市民税課税 合計所得金額 80 万円以上 125 万円未満 21 年から 23 年まで統一 53,600 円 ・第7段階 基準額×1.5 本人が市民税非課税 合計所得金額 125 万円以上 200 万円未満 21 年から 23 年まで統一 64,400 円 ・第8段階 基準額×1.75 本人が市民税課税 合計所得金額 200 万円以上 400 万円未満 21 年から 23 年まで統一 75,100 円 ・第9段階 基準額×2.0 本人が市民税課税 合計所得金額 400 万円以上 21 年から 23 年まで統一 85,800 円	・第5段階 基準額×1.25 本人が町民税課税 合計所得金額 200 万円未満 21 年 45,200 円 22 年 46,000 円 23 年 46,500 円 ・第6段階 基準額×1.5 本人が町民税課税 合計所得金額 200 万円以上 21 年 54,300 円 22 年 55,200 円 23 年 55,800 円	

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 1 介護保険事業の取扱い			関係項目	3 地域包括支援センター
調整の方針	地域包括支援センターについては、合併時は現行のとおりとし、平成24年3月までに再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
○地域包括支援センター 【センター概要】 ・センター数 3箇所 ・運営方法 直営 ・職員数 27名（内兼務12名） （内訳） ・保健師6名（市職員） ・社会福祉士4名 （市職員1名、栃木市社会福祉協議会から出向2名、市非常勤職員1名） ・介護支援専門員4名 （栃木市社会福祉協議会から出向1名、市非常勤職員3名） ・その他13名	○地域包括支援センター 【センター概要】 ・センター数 1箇所 ・運営方法 委託（栃木市社会福祉協議会） ・職員数 3名 （内訳） ・保健師1名（町から出向） ・社会福祉士1名 ・主任介護支援専門員1名	○地域包括支援センター 【センター概要】 ・センター数 1箇所 ・運営方法 直営（健康福祉課の係として本庁に設置） ・職員数 4名 （内訳） ・障害者相談員・主任介護支援専門員1名（市職員） ・保健師・介護支援専門員1名（市職員） ・社会福祉士1名（市内法人から出向） ・介護支援専門員1名（市内法人から出向）	○地域包括支援センター 【センター概要】 ・センター数 1箇所 ・運営方法 直営（保健センター内に設置） ・職員数 3名 （内訳） ・保健師1名（市職員） ・社会福祉士2名（市非常勤職員）	○地域包括支援センター 【センター概要】 ・センター数 1箇所 ・運営方法 直営（保健センター内に設置） ・職員数 2名 （内訳） ・主任介護支援専門員1名 ・保健師1名 平成21年度 直営による設置	第4期計画が平成21年度から23年度まで計画実行中のため、合併時は現行のとおりとし、23年度の第5期計画策定時に再編する。

協議第 2 4 号

合併協定項目 2 2 消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 2 消防団の取扱い
調整方針	1 消防団については、合併時に統合することとし、西方町の消防団員は、すべて栃木市の消防団員として引き継ぐ。 2 報酬、費用弁償、行事等については、栃木市の例により合併時に統合する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 2 消防団の取扱い				関係項目	
調整の方針	・ 消防団については、合併時に統合することとし、西方町の消防団員は、すべて栃木市の消防団員として引き継ぐ。 ・ 報酬、費用弁償、行事等については、栃木市の例により合併時に統合する。					
現 況						具体的な調整内容
栃 木 市					西 方 町	
○名称 栃木市消防団 (団長 1 人、副団長 3 人、団本部 8 人) ○活動内容等 地域防災の担い手として各種災害に対応 (消火活動、警戒活動、水利の巡回、機械・器具点検、火災予防思想の普及)					○名称 西方町消防団 ○活動内容等 地域防災の担い手として各種災害に対応(消火活動、警戒活動、水利の巡回、機械・器具点検、火災予防思想の普及) ○組織 4 分団 4 部体制 (本部分団は分団に含まず、団本部として組織している) 団 長 1 人 副団長 2 人 本部長 1 人 副本部長 2 人 本部員 5 人 分団長 4 人 副分団長 2 人 部 長 6 人 班 長 1 4 人 団 員 6 5 人 定 数 1 2 3 人 (実員 1 0 2 人) 本部長から本部員は分団長格	
○名称 栃木方面隊 ○組織 1 3 分団 2 1 部体制 (本部分団含む) 隊 長 1 人 副隊長 2 人 分団長 1 3 人 副分団長 1 3 人 部 長 3 7 人 班 長 1 0 2 人 団 員 3 1 6 人 定 数 5 1 0 人 (実員 4 8 4 人)	○名称 大平方面隊 ○組織 4 分団 1 4 部体制 (本部分団含む) 隊 長 1 人 副隊長 2 人 分団長 4 人 副分団長 4 人 部 長 1 4 人 班 長 1 3 人 団 員 1 3 7 人 定 数 1 7 5 人 (実員 1 7 5 人)	○名称 藤岡方面隊 ○組織 4 分団 8 部体制 (本部分団無し) 隊 長 1 人 副隊長 2 人 分団長 4 人 副分団長 4 人 部 長 8 人 班 長 8 人 団 員 1 2 0 人 定 数 1 4 7 人 (実員 1 4 7 人)	○名称 都賀方面隊 ○組織 4 分団 4 部体制 (本部分団無し) 隊 長 1 人 副隊長 2 人 分団長 4 人 副分団長 4 人 部 長 6 人 班 長 1 2 人 団 員 7 2 人 定 数 1 0 1 人 (実員 1 0 1 人)			

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
○報酬（年額） 団 長(兼方面隊長) 250,000 円 副団長(兼方面隊長) 237,000 円 方面隊副隊長 170,000 円 分団長 129,000 円 副分団長 113,500 円 部 長 103,000 円 班 長 82,500 円 団 員 67,000 円 ○費用弁償 出動手当 1 回につき 2,000 円 点検・訓練等手当 1 回につき 2,000 円	○報酬（年額） 団 長 150,000 円 副団長 110,000 円 本部長 97,000 円 副本部長 88,000 円 本部員 70,000 円 分団長 70,000 円 副分団長 60,000 円 部 長 50,000 円 班 長 40,000 円 団 員 30,000 円 ○費用弁償 出勤 1 回あたり 1,500 円 訓練 1 回あたり 800 円	報酬、費用弁償、行事等については、栃木市の例により、合併時に統合する。

現況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町		
○行事 4月 団歓送迎会 5月 新入団員研修会・分団長等号令調整 ポンプ操法訓練 利根川水防演習視察 6月 土砂災害避難訓練 分団長会議 互助会総会 7月 夏季点検 県操法大会視察 8月 幹部消防事情視察 県総合防災訓練視察 9月 防災訓練 10月 分団長会議 内点検 11月 通常点検 秋の火災予防運動 1月 分団長会議 2月 大火防止消防訓練 3月 春の火災予防運動	○行事 4月 部長以上会議 5月 新入団員礼式訓練・ポンプ車取扱訓練 部長以上会議 利根川水系水防演習幹部研修 6月 各部ポンプ操法訓練 7月 夏季点検(第一日曜日) 綱引き大会親睦事業 8月 部長以上会議 県総合防災訓練視察 9月 防災訓練(第一土曜日) 部長以上会議 10月 各部ポンプ操法訓練 内点検・操法大会 11月 通常点検 秋の火災予防運動 12月 防犯・防火診断 1月 部長以上会議 2月 しば焼き 3月 春の火災予防運動	○行事 4月 正副分団長会議 二町合同水防演習打合せ会 5月 正副分団長会議 6月 正副分団長会議 夏季点検 一市一町合同水防演習 7月 消防団幹部研修会 8月 花火大会警備 9月 正副分団長会議 10月 ポンプ操法講習会 正副分団長会議 内点検・操法大会 11月 通常点検 秋の火災予防運動 12月 防犯・防火診断 1月 正副分団長会議 2月 正副分団長会議 地域防災訓練 3月 春の火災予防運動 正副分団長会議	○行事 4月 役員会(副分団長以上) (改選時辞令交付式4) 5月 レクリエーション大会 (ソフトボール) 6月 役員会(副分団長以上) 7月 夏季点検 8月 普通救命講習会 9月 団役員消防事情視察 研修会 役員会(副分団長以上) 10月 中継送水訓練及び合同訓練 内点検・操法大会 11月 通常点検 秋の火災予防運動 12月 防火防犯診断 1月 役員会(副分団長以上) 3月 春の火災予防運動 役員会(副分団長以上)	○行事 4月 入退団式・新人団員研修 役員会(副分団長以上) 5月 機関員講習会・ポンプ操法講習会 6月 役員会(副分団長以上) 7月 号令調整 備品検査 8月 夏季点検 (8月1日に近い日曜日) 役員会(副分団長以上) 県総合防災訓練視察 10月 役員会(副分団長以上) 11月 秋の火災予防運動 幹部訓練 内点検・操法大会予定 通常点検(第三日曜日) 12月 防犯診断 1月 町内野焼き巡回 2月 役員会(副分団長以上) 3月 春の火災予防運動 不定期 模擬火災訓練 不定期 普通救命講習会	

協議第 2 5 号

合併協定項目 2 3 行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 3 行政区の取扱い
調整方針	1 自治会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 自治会の連合組織等については、全市的な組織化を目指し、合併後に再編を促進する。 3 自治会長等への委嘱、身分の取扱いについては、自治会の意向を尊重しながら合併後に調整する。 4 自治会長等及び自治会への報償等については、自治会及び自治会連合組織との協議が必要になることから合併後に再編する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

合併協定項目	2 3 行政区の取扱い				関係項目	
調整の方針	・自治会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ・自治会の連合組織等については、全市的な組織化を目指し、合併後に再編を促進する。 ・自治会長等への委嘱、身分の取扱いについては、自治会の意向を尊重しながら合併後に調整する。 ・自治会長等及び自治会への報償等については、自治会及び自治会連合組織との協議が必要になることから合併後に再編する。					
現 況						具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町		
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町			
○自治会 【組織】 一定の区域内の住民等で構成される任意団体 【自治会数】 1 7 3 自治会 最小7世帯～最大6 5 7世帯 平均1 4 4世帯	○自治会 【組織】 一定の区域内の住民等で構成される任意団体 【自治会数】 4 6 自治会 最小4 4 4世帯～最大5 2 3世帯 平均1 9 3世帯	○自治会 【組織】 一定の区域内の住民等で構成される任意団体 【自治会数】 1 0 4 自治会 最小5 世帯～最大2 2 7世帯 平均4 7世帯	○自治会 【組織】 一定の区域内の住民等で構成される任意団体 【自治会数】 3 0 自治会 最小2 1世帯～最大8 1 1世帯 平均1 2 2世帯	○自治会 【組織】 一定の区域内の住民等で構成される任意団体 【自治会数】 3 9 自治会 最小1 4 4世帯～最大1 4 7世帯 平均4 9世帯	自治会の組織、区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	
○連合組織 【名称】 栃木市自治会連合会 【目的】 自治会相互の円満な運営を図り、市政に協力し、住みよい環境をつくり、住民の福祉の増進に寄与すること。	○連合組織 【名称】 大平町自治会長連合会 【目的】 自治会の円満な運営を図り、市政に協力し、住みよい環境をつくり、住民の福祉の増進に寄与すること。	○連合組織 全町的な連合組織はないが、旧町村の区域で2つの組織がある。 【名称】 藤岡地区自治会長会 三鴨地区自治会長会 【目的】 各地区において自治会長間の連絡調整を図るとともに、親睦を深めること。	○自治会長組織 【名称】 都賀町自治会長会 【目的】 自治会長間の連絡調整を図るとともに、会費を徴収し慶弔等の付き合いを行う。	○自治会長組織 【名称】 西方町自治会長会 【目的】 自治会長間の連絡調整を図り、住民の意思を町政に反映し、発展と福祉向上に資すること。	自治会の連合組織については、組織化に差異があり、新市の協働のまちづくりを推進するため、自治会連合組織の意向を尊重しながら、全市的な組織化について合併後に調整する。	

現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
【概要】 市内173自治会で構成、企画課内に事務局を置く。 役員は会長(1人) 副会長(3人) 理事(12人) 会計(理事から2人) 監事(3人) 顧問(3人) 【主な事業】 総会、役員会、市政懇談会、自治会役員の功労者表彰、研修会の開催、その他市政及び各種団体事業への協力、各種審議会・協議会への委員の推薦、栃木県自治会連合会への参加	【概要】 大平地区内46自治会長で構成、地域振興課内に事務局を置く。 役員は会長(1人) 副会長(2人) 【主な事業】 自治会長会議、役員会、研修会の開催、その他市政への協力、各種審議会・協議会への委員の推薦、栃木県自治会連合会への参加	【概要】 各地区の自治会長で構成されており、独自の運営を行っている。 【主な事業】 市政及び各種事業への協力	【概要】 都賀地区内30自治会の自治会長で構成、地域振興課内に事務局を置く。 役員は会長(1人) 副会長(3人) 監事(2人) 【主な事業】 自治会長会議、役員会、研修会の開催、その他市政及び各種事業への協力、慶弔金等の贈呈	【概要】 町内39自治会の自治会長で構成。総務課内に事務局を置く。 役員は、会長(1人) 副会長(2人) 理事(3人) 監事(2人) 【主な事業】 総会、役員会、研修会の開催、その他町政及び各種事業への協力、栃木県自治会連合会への参加	自治会長等への委嘱、身分の取扱いについては、差異があるため、自治会の意向を尊重しながら合併後に調整する。 自治会長等及び自治会への報償等については、制度等に差異があり、自治会及び自治会連合組織との協議が必要になることから合併後に再編する。
○自治会長等への委嘱 自治会長に対し市からの委嘱等は行っていない。	○自治会長等への委嘱 自治会長に対し市から代表事務連絡員(非常勤の特別職)の委嘱を行っている。	○自治会長等への委嘱 自治会長に対し市からの委嘱等は行っていない。	○自治会長等への委嘱 自治会長に対し市からの委嘱等は行っていない。	○自治会長等への委嘱 自治会長に対し町から自治会長(非常勤の特別職)の委嘱を行っている。	
○自治会等への報償等 【自治会長報償金】 自治会長への依頼事務に対するお礼として支出する。 均等割 38,500 円 + 世帯割 220 円 × 加入世帯数	○自治会等への報償等 【代表事務連絡員報酬】 均等割 79,000 円 + 世帯割 700 円 × 担当地域の戸数 【事務連絡員報酬】 世帯割 700 円 × 担当地域の戸数	○自治会等への報償等 【自治会長報償金】 自治会長への報償金はない。	○自治会等への報償等 【自治会長への御礼】 自治会長に対し御礼として、報償費(物品)及び食糧費(食料品詰合せ)を支出する。	○自治会等への報償等 【自治会長報酬】 均等割 100,000 円 戸数割 300 円 【班長報酬】 戸数割 800 円	

現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町		
【自治会報償金】 自治会への依頼事務（広報紙配布他）に対するお礼として支出する。 世帯割 350 円 × 加入世帯数	【自治会報償金】 自治会への報償金はない。	【自治会謝金】 自治会への依頼事務（広報紙配布他）に対するお礼として支出する。 世帯割 1,300 円 × 加入世帯数	【自治会委託料】 自治会への業務委託（月 3 回の文書配布）に対して委託料を支出する。 均等割 35,000 円 + （世帯割 450 円 × 加入世帯数） + （班長手当 7,000 円 × 班数）	【自治会総合交付金】 自治会の地域福祉活動や地域防災活動、交通安全対策など様々な活動に対し、世帯・人数割で交付（未加入世帯・人数含む）するもの。 世帯割 3,000 円 × 世帯数 + 人数割 2,500 円 × 対象者数（敬老会対象者及び小中学生人数）	
【参考】 このほか自治会を含めた各種地域団体が取り組む地域環境美化活動、地域防災活動、交通安全・防犯対策などの様々な地域活動に対し、各市町及び公共的団体からの補助金や事業に対し助成する支援制度がある。					

協議第 2 6 号

合併協定項目 2 4 諮問機関の取扱いについて

諮問機関の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 4 諮問機関の取扱い
調整方針	1 諮問機関の取扱いについては、原則として栃木市の諮問機関に統合する。ただし、地域固有の審議事項等に係る諮問機関については、それぞれの設置目的や実態などを考慮し調整するものとする。 2 諮問機関の委員構成については、新市において広く市民の意見を市政に反映できるよう、西方町の地域性に配慮した適切な措置を講じる。 3 所期の目的を達成した諮問機関については、合併時に廃止する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 4 諮問機関の取扱い	関係項目	
調整の方針	1 諮問機関の取扱いについては、原則として栃木市の諮問機関に統合する。ただし、地域固有の審議事項等に係る諮問機関については、それぞれの設置目的や実態などを考慮し調整するものとする。 2 諮問機関の委員構成については、新市において広く市民の意見を市政に反映できるよう、西方町の地域性に配慮した適切な措置を講じる。 3 所期の目的を達成した諮問機関については、合併時に廃止する。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市		西 方 町	
—		西方町協働のまちづくり推進会議	合併時に再編する。
地域協議会（大平、藤岡、都賀）		—	現行のとおり存続する。
栃木市表彰審査委員会（旧 1 市 3 町の合併時に、合併後再編することになっており現在再編中）		西方町表彰審査会	表彰審査委員会及び名誉市町民選考委員会については、合併時まで調整する
栃木市名誉市民選考委員会（旧 1 市 3 町の合併時に、合併後再編することになっており現在再編中）		西方町名誉市民選考委員会	表彰審査委員会及び名誉市町民選考委員会については、合併時まで調整する
栃木市人権施策推進審議会 ・ 20 人以内 ・ 識見を有する者 ・ 関係団体の代表者 ・ 市議会議員 ・ 副市長及び教育長		該当なし	栃木市の例により、合併時に統合する。
人権教育啓発専門委員 ・ 人以内		該当なし	合併後、再編する（栃木市人権施策推進審議会設置後に検討予定）。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
情報公開・個人情報保護審査会 ・ 5 人以内 ・ 弁護士 1 名 ・ 大学教授 2 名 ・ 学識経験者 2 名 ・ 任期 2 年	情報公開及び個人情報保護審査会 ・ 定数 5 人以内 ・ 弁護士 1 名 ・ 識見者 4 名 ・ 任期 2 年	栃木市の例により、合併時に統合する。
行政改革懇談会【未設置】	行政改革推進委員会 ・ 定数 1 5 人 ・ 識見者 1 5 人 ・ 任期 —	合併時まで調整する。
栃木市住居表示審議会【必要に応じて設置】 ・ 定数 2 0 人以内 ・ 公共的団体の代表者 ・ 関係行政機関等の代表者 ・ 学識経験者 ・ 審議会が当該諮問を受けた地域を代表する者 ・ その他市長が適当と認める者 ・ 任期 委嘱の日から当該諮問に係る事項の調査審議が終了する日まで	設置なし	栃木市の例により、合併時に統合する。
栃木市指定管理者選定委員会 ・ 定数 1 0 人以内 ・ 弁護士 1 名 ・ 大学教授 2 名 ・ 公認会計士 1 名 ・ 市職員 3 名 ・ 任期 2 年	設置なし	栃木市の例により、合併時に統合する。
栃木市議員報酬及び特別職給料審議会 ・ 1 0 人以内 ・ 市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民 ・ 任期 諮問にかかる審議終了まで	西方町特別職報酬等審議会 ・ 1 0 人 ・ 町の区域内の公共的団体等の代表者その他住民 ・ 任期 諮問にかかる審議終了まで	栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市公務災害補償等認定委員会 ・ 5 人 ・ 学識経験を有する者 ・ 任期 3 年	西方町公務災害補償等認定委員会 ・ 5 人 ・ 学識経験を有する者 ・ 任期 3 年	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市公務災害補償等審査会 ・ 3 人 ・ 学識経験を有する者 ・ 任期 3 年	西方町公務災害補償等審査会 ・ 3 人 ・ 学識経験を有する者 ・ 任期 3 年	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市職員懲戒審査委員会 ・ 5 人 ・ 議会の同意を得た市職員 2 人及び学識経験者 3 人 ・ 任期 2 年	設置なし	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市職員安全衛生管理委員会 ・ 17 名 ・ 安全衛生管理責任者 1 名 ・ 衛生管理者 1 名 ・ 総務部長、施設管理部長、教育次長 3 名 ・ 産業医 1 名 ・ 安全又は衛生に関し経験を有する職員 11 名 （各総合支所課長職 3 名、職員団体の推薦者 8 名） ・ 任期 職員団体推薦者は 2 年	西方町安全衛生管理委員会 ・ 7 人 ・ 安全衛生管理責任者 ・ 衛生管理者 ・ 産業医 ・ 安全又は衛生に関し経験を有する職員 ・ 任期 1 年	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市交通安全対策会議 ・ 定数 15 人以内 ・ 任期 ー ・ 報酬 0	西方町交通安全対策会議 ・ 定数 40 人以内 ・ 任期 在職期間 ・ 報酬 （日）2,000 円	栃木市の例により、合併時に統合する。
栃木市防災会議 ・ 定数 45 人以内 ・ 任期 2 年 ・ 報酬 （日）8,000 円 ※ 水防協議会の機能を兼ねる。	西方町防災会議 ・ 定数 25 人 ・ 任期 2 年 ・ 報酬 （日）2,000 円	栃木市の例により、合併時に統合する。
設置なし	西方町水防協議会 ・ 定数 16 人以内 ・ 任期 2 年 ・ 報酬 （日）2,000 円	合併時に廃止する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市国民保護協議会 ・定数 45 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円 ※ 委員構成は栃木市防災会議と同じ。	西方町国民保護協議会 ・定数 30 人以内 ・任期 — ・報酬 (日) 2,000 円	栃木市の例により、合併時に統合する。
栃木市地域公共交通会議 ・定数 25 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	設置なし	栃木市の例により、合併時に統合する。
栃木市賞じゅつ金等審査委員会 ・定数 8 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	西方町消防賞じゅつ金等審査委員会 ・定数 適宜 ・任期 在職期間 ・報酬 —	栃木市の例により、合併時に統合する。
設置なし	西方町消防委員会 ・定数 9 人 ・任期 3 年 ・報酬 (日) 2,000 円	合併時に廃止する。
栃木市地域公共交通活性化協議会 ・定数 25 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	設置なし	栃木市の例により、合併時に統合する。
栃木市入札適正化委員会 ・4 名以内 ・学識経験者 4 名 ・任期 2 年	—	栃木市の例により、合併時に統合する。
栃木市市民協働まちづくりファンド助成事業審査委員会 ・ 8 名以内 ・ 社会貢献活動の指導に携わる者 5 名 学識経験者 1 名 寄付者 1 名 公募による者 1 名 ・ 任期 2 年 ・ 報酬なし	—	合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
とちぎ市民活動推進センター運営委員会 ・ 15名以内 市民 2名 ボランティア・NPO団体 6名 利用者 2名 学識経験者 1名 市職員 1名 ・ 任期2年 ・ 報酬なし	—	合併時に統合する。
栃木市国民健康保険運営協議会 ・ 被保険者を代表する委員 6人 ・ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人 ・ 公益を代表する委員 6人 ・ 任期 2年	西方町国民健康保険運営協議会 ・ 被保険者を代表する委員 4人 ・ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人 ・ 公益を代表する委員 4人 ・ 任期 2年	合併時に統合する。
栃木市環境審議会 ・ 15名以内 ・ 学識経験者 3名 ・ 関係機関及び団体の代表者 12名 ・ 任期 2年	—	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市勤労青少年ホーム運営委員会 ・ 20名以内 ・ 事業者 2名 ・ 勤労者 4名 ・ 学識経験者 4名 ・ 国県の関係機関の職員 2名 ・ 公募委員 4名 ・ 市職員 1名 ・ 任期 2年	—	栃木市の例により、合併時に統合する。
栃木市青少年問題協議会 ・ 31名以内 ・ 栃木市長 ・ 栃木市教育委員会教育長 ・ 関係機関の職員 21名 ・ 小・中・高校長会代表 3名 ・ 市職員 4名 ・ 任期 2年	—	栃木市の例により、合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市勤労者体育センター運営委員会 ・ 20名以内 ・ 事業者 2名 ・ 勤労者 4名 ・ 学識経験者 4名 ・ 国県の関係機関の職員 2名 ・ 公募委員 4名 ・ 市職員 1名 ・ 任期 2年	—	栃木市の例により、合併時に統合する。
栃木市青少年育成センター運営協議会 ・ 15名以内 ・ 関係行政機関の職員 5名 ・ 学識経験者 5名 ・ 任期 2年	—	栃木市の例により、合併時に統合する。
栃木市働く婦人の家運営委員会 ・ 8名以内 ・ 働く婦人代表 2名 ・ 経営者代表 1名 ・ 学識経験者 1名 ・ 関係行政機関職員 2名 ・ 任期 2年	—	栃木市の例により、合併時に統合する。
老人ホーム入所判定委員会 ・ 定数 5人 高齢福祉課長、栃木県県南保健所長、医師、老人福祉施設長 ・ 任期 2年 ・ 報酬 医師 (日) 20,000 円 委員 (日) 8,000 円	西方町老人ホーム入所判定委員会 ・ 定数 5人 医師、老人福祉施設長、地域包括支援センター職員、町保健師、町保健福祉課長 ・ 任期 ー ・ 報酬 (日) 2,000 円	合併時に統合する。
栃木市介護保険運営協議会 ・ 定数 10人 医師、学識経験者、被保険者、サービス事業者、同従事者、民生委員 ・ 任期 3年 ・ 報酬 医師 (日) 20,000 円 委員 (日) 8,000 円	西方町地域密着型サービス運営委員会 ・ 定数 12人以内 医師、町介護者の会代表者、町社会福祉協議会代表者、老人福祉施設代表者、民生委員、被保険者 ・ 任期 3年 ・ 報酬 (日) 2,000 円	合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市介護認定審査会 ・定数 ５６人 医師、保健師、看護師、栄養士、作業療法士、理学療法士、社会福祉士、介護支援専門員、介護施設長 ・任期 ２年 ・報酬 医師 （日）20,800 円 委員 （日）12,500 円	西方町介護認定審査会 ・定数 ６人 医師、介護福祉士、介護支援専門員、理学療法士 ・任期 ２年 ・報酬 医師 （日）16,000 円 委員 （日） 9,600 円	合併時まで調整する。
（栃木市介護保険運営協議会に統合）	西方町地域包括支援センター運営協議会（西方町地域密着型サービス運営委員会兼務）	合併時に統合する。
栃木市民生委員推薦会 ・定数 １４名以内 市議会議員、民生委員、社会福祉事業関係者等 ・任期 ３年 ・報酬額 日額 8,000 円	西方町民生委員推薦会 ・定数 ７名 市議会議員、民生委員、社会福祉事業関係者等 ・任期 ３年 ・報酬額 日額 2,000 円	合併時に統合する。
栃木市障がい程度区分審査会 ・１０名 医師、障がい福祉サービス事業者、障がい児者介護者 ・任期 ２年 ・報酬額 日額 医師 20,800 円、その他 12,500 円	西方町障害程度区分市町村審査会 ・４名 障害者相談支援センター相談員、同就労担当者等 ・任期 ２年 ・報酬額 日額 医師 16,000 円、その他 9,600 円	合併時に統合する。
栃木市要保護児童対策地域協議会 ・代表者会議 １８名、実務者会議 ２４名 児童福祉機関、保健医師機関、教育機関、警察等 ・任期 ２年 ・報酬額 ０円	西方町要保護児童対策地域協議会 ・代表者会議 １３名以内、実務者会議 １２名以内 県中央児童相談所、町社会福祉協議会、町民生委員児童委員協議会等 ・任期 なし ・報酬額 日額 2,000 円	合併時に統合する。
栃木市社会福祉施策推進委員会 ・２０名程度（調整中） 市議会議員、識見者、社会福祉関係団体関係者等 ・任期 ２年 ・報酬額 日額 8,000 円	—	合併時に統合する。
栃木市特別支援保育審議会 ・１０人以内 福祉事務所長、栃木県県南児童相談所所長又は同所長が派遣する職員、合併前の栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町の区域における保育所長を代表する者 ６人以内、家庭相談員、臨床心理士または心理士の資格を有する者	—	合併時に統合する

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市放課後児童健全育成事業運営委員会 ・定数 ー 保健福祉部長、教育次長、実施校の小学校長 7 人以内、 実施校の対象児童会の保護者の代表 7 人以内	—	合併時に統合する
栃木市児童館運営委員会 ・定数 6 人以内 小学校長 1 人、中学校長 1 人、高等学校長 1 人、 栃木市子供会育成会連絡協議会 1 人、栃木市民生委員児童委員協議会 1 人、栃木市 P T A 連合会 1 人	—	合併時に統合する
栃木市予防接種委員会 ・15 名以内 学識経験者、栃木市医師会が推薦する者、関係行政機関の職員、 市職員 等 ・任期 2 年	西方町予防接種健康被害調査委員会 ・7 名以内 郡市医師会推薦者、関係機関行政職員、町職員 ・任期 2 年	合併時に統合する。
栃木市健康づくり推進協議会 ・18 名以内 学識経験者、保健医療関係団体の代表者、教育関係団体の代表者、 市民団体の代表者、地域の代表者、関係行政機関の代表者 ・任期 2 年	—	合併時に統合する。
—	西方町保健事業事故対策委員会 ・7 名 郡市医師会推薦者、関係機関行政職員、町職員 ・任期 未定	類似機関があることから 合併時に廃止とする。 ※保健衛生事業の推進につ いては、市医を特別職として 設置しており、特に、予防接 種業務の健康被害への対応 については予防接種委員会 が設置されている。
栃木市中小企業融資振興会 ・7 名以内 ・商工会議所 1 名、商工会 3 名 ・信用保証協会 1 名 ・市職員 2 名 ・任期 2 年	—	栃木市の例により合併時に 統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市就業安定対策協議会 ・ 20名以内 ・ 企業の代表 3名 ・ 関係団体の代表 4名 ・ 公共職業安定所等及び商工会議所 3名 ・ 市職員 5名 ・ 任期 2年	—	栃木市の例により合併時に統合する。
大平町商工振興審議会 ・ 15名以内 ・ 議員 2名 ・ 商工会役員 2名 ・ 学識経験者 5名 ・ 町長が認める者 6名 ・ 任期 2年	西方町商工振興審議会 ・ 15名以内 ・ 議員 3名 ・ 商工会役員 4名 ・ 学識経験者 若干名 ・ 任期 2年	合併時まで調整する。
大平町企業誘致審査会 ・ 5名以内 ・ 大学教授 2名 ・ 町内各界各層の代表者 3名 ・ 任期 2年	—	合併時まで調整する。
大平町産業振興奨励事業審査委員会 ・ 5名以内 ・ 大学教授 2名 ・ 町内各界各層の代表者 3名 ・ 任期 2年	—	合併時まで調整する。
ブランド認定委員会 ・ 15名以内 ・ 任期 2年 （旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町で設置しているが、栃木市において統合中である。）	—	合併後に再編する。
とちぎ山車会館運営委員会 ・ 15名以内 ・ 地域住民代表 7名 ・ 学識経験者 6名 ・ 市職員 2名 ・ 任期 2年	—	現行のとおり存続する。
都賀町優良商工業経営者表彰選定審査会 ・ 6名以内 ・ 任期 1年	—	合併時まで廃止する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市農業経営改善計画審査会 ・ 1 4 名以内 (1 4 名) ・ 下都賀農業振興事務所 2 名 ・ 栃木市農業委員会 3 名 ・ 下都賀農業協同組合 5 名 ・ 栃木市 4 名 ・ 任期 3 年	西方町農業経営改善計画審査会 ・ 定数 規定なし (9 名) ・ 上都賀農業振興事務所 4 名 ・ 上都賀農業協同組合西方支店 2 名 ・ 西方町 3 名 ・ 任期 規定なし	合併時に統合する。 なお、定数は、上都賀農業協同組合 2 名、西方町 1 名を加えた、1 7 名以内とする。
栃木市特別融資制度推進会議 ・ 定数 規定なし (1 1 団体) ・ 下都賀農業協同組合 ・ 農林中央金庫宇都宮支店 ・ (株)日本政策金融公庫宇都宮支店 ・ 栃木県農業信用基金協会 ・ 栃木県酪農業協同組合 ・ (財)農林水産長期金融公庫関東支部 ・ 藤岡農業公社 ・ 都賀農業公社 ・ 下都賀農業振興事務所 ・ 栃木市農業委員会 ・ 栃木市 ・ 任期 規定なし	西方町特別融資制度推進会議 ・ 定数 規定なし (1 1 団体) ・ 上都賀農業協同組合 ・ 農林中央金庫宇都宮支店 ・ (株)日本政策金融公庫宇都宮支店 ・ 栃木県農業信用基金協会 ・ 栃木県酪農業協同組合 ・ (株)足利銀行榆木支店 ・ 鹿沼相互信用金庫金崎支店 ・ 全国農業会議所 ・ 上都賀農業振興事務所 ・ 西方町農業委員会 ・ 西方町 ・ 任期 規定なし	合併時に統合する。 なお、定数は、上都賀農業協同組合を加えた、1 2 団体とする。
栃木市農業振興地域促進協議会 ・ 1 8 名以内 (1 7 名) ・ 栃木市農業委員会 3 名 ・ 下野農業協同組合 4 名 ・ 県南農業共済組合 1 名 ・ 土地改良区 5 名 ・ 学識経験者 (市議会議員) 1 名 ・ 栃木市 3 名 ・ 任期 2 年	西方町構造政策推進会議 ・ 1 9 名以内 (1 9 名) ・ 西方町農業委員会 1 名 ・ 上都賀農業協同組合 1 名 ・ 上都賀農業共済組合 1 名 ・ 土地改良区 2 名 ・ 学識経験者 (町議会議員) 2 名 ・ 学識経験者 (農業者団体) 6 名 ・ 上都賀農業振興事務所 1 名 ・ 西方町 5 名 ・ 任期 規定なし	合併時に統合する。 なお、定数は、上都賀農業協同組合 1 名及び上都賀農業共済組合 1 名を加えた、1 9 名以内とする。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市都市計画審議会 ・定数 16 人以内 学識経験のある者 6 人以内 市議会の議員 4 人以内 関係行政機関の職員 2 人以内 市民 4 人以内 ・任期 2 年	西方町都市計画審議会 ・定数 11 人 学識経験のある者 4 人 町議会の議員 4 人 関係行政機関の職員 1 人 住民の代表 2 人 ・任期 2 年	新市において引き続き設置の必要がある諮問機関については、栃木市の例により合併時に統合する。
小山栃木都市計画事業 JR 大平下駅前土地区画整理審議会 ・定数 10 人 学識経験を有する者 2 人以内（委員定数の 1/5 以内） ・任期 5 年	設置なし	現行のとおり存続する。
栃木市町並み委員会 ・定数 10 人以内 学識経験を有する者 地域代表者 建築専門家 県の職員 市の職員 ・任期 2 年	設置なし	現行のとおり存続する。
栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会 ・定数 15 人以内 学識経験を有する者 関係行政機関の職員 関係地域を代表する者 ・任期 2 年	設置なし	現行のとおり存続する。
栃木市建築審査会 ・定数 5 人 法律、建築、都市計画、公衆衛生、行政経験者 ・任期 2 年	—	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市上下水道事業調査委員会 ・15 人以内 ・学識経験者及び有識者 ・市長が必要と認める者 ・任期 2 年	設置なし	栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
(栃木市上下水道事業調査委員会に含む)	西方町水道運営審議会 ・定数 12人 ・町議会議員 3人 ・受給者代表 9人 ・任期 2年	栃木市の例により合併時に統合する。
(栃木市上下水道事業調査委員会に含む)	西方町下水道使用料等審議会 ・定数 12人 ・町議会議員 4人 ・知識経験者 4人 ・下水道使用者代表 4人 ・任期 当該諮問に係る調査及び審議終了後解任	栃木市の例により合併時に統合する。
(栃木市上下水道事業調査委員会に含む)	西方町農業集落排水使用料等審議会 ・定数 12人 ・町議会議員 4人 ・知識経験者 4人 ・集排水処理区域住民の代表 4人 任期 当該諮問に係る調査及び審議終了後解任	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市立小中学校学区審議会 ○ 10人以内 ・市議会議員 ・学識経験を有する者 ・自治会の代表 ・PTAの代表 ・栃木市立小学校及び中学校の校長 ○ 任期 2年	設置なし	合併時に統合する。 (西方町には設置なし)
栃木市奨学生選考委員会 ○ 5人以内 ・教育委員長 ・教育長 ・教育次長 ・中学校長会代表者 ・高等学校長栃木支部代表者 ○ 任期 2年	設置なし	合併時に統合する。 (西方町には設置なし)

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市立小中学校教科用図書選定委員会 ○ 7人 ・ 教育長 ・ 教育委員(教育長を除く) 1人 ・ 小中学校長の代表者 2人 ・ P T Aの代表者 2人 ・ 学識経験を有する者 1人 ○ 任期 1年	(上都賀地区教科用図書採択協議会) 【鹿沼市・日光市・西方町】 ○ 9人 ・ 教育長 3人 ・ 教育委員(教育長を除く) 3人 ・ P T Aの代表者 3人 ○ 任期 1年	合併時に統合する。 (西方町には設置なし)
栃木市就学指導委員会 ○ 20人以内 ・ 学識経験を有する者 ・ 医師 ・ 福祉関係機関の職員 ・ 教育関係機関の職員 ○ 任期 2年	西方町就学指導委員会 ○ 15人以内 ・ 医師 ・ 小中学校長及び担当教諭 ・ 学識経験を有する者(児童相談所・民生児童委員・特別支援学校) ・ 児童福祉・保健関係機関の職員(保健福祉課・こども園) ・ 教育関係機関の職員(学校教育課) ○ 任期 2年	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市立学校給食共同調理場等運営協議会 ○ 25人以内 ・ 給食対象学校の長 ・ 給食対象学校のP T A会長 ・ 学識経験を有する者 ○ 任期 2年	設置なし	合併時に統合する。 (西方町には設置なし)
栃木市藤岡地区(都賀地区)中学生国際交流事業実施委員会 ○ 10人以内 (○ 10人以内) ・ 藤岡町地域自治区長 (・ 都賀町地域自治区長) ・ 教育委員 (・ 教育委員) ・ 市議会議員 (・ 市議会議員) ・ 藤岡地区小学校校長の代表 (・ 都賀中学校長) ・ 藤岡第一中学校長 (・ 都賀中学校P T A会長) ・ 藤岡第二中学校長 (・ 学識経験を有する者) ・ 藤岡第一中学校P T A会長 (○ 任期 1年) ・ 藤岡第二中学校P T A会長 ○ 任期 1年	西方町中学生国際交流事業実施委員会 ○ 8人 ・ 町長 ・ 副町長 ・ 町教育長 ・ 町議会議長 ・ 町議会教育民生常任委員会委員長 ・ 町教育委員長 ・ 西方中学校長 ・ 西方中学校P T A会長 ○ 任期 2年	合併時に再編する。 (新市の制度として新たに定める)

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
都賀中学校校舎建設調査委員会 ○ 1 0 人以内 ・ 都賀町地域自治区長 ・ 教育委員 ・ 市議会議員 ・ 栃木市立都賀中学校長 ・ 栃木市立都賀中学校 P T A 会長 ・ 学識経験を有する者 ○ 任期 校舎建設が完了したとき	西方中学校校舎建設検討委員会 ○ 2 1 人 ・ 町議会議員 3 人 ・ 町教育委員 2 人 ・ 町教育長 3 人 ・ 町小中学校 P T A 会長 3 人 ・ 町小中学校評議員 3 人 ・ 有識者 2 人 ・ 町職員 4 人（総務・企画・建設水道・学校教育課長） ○ 任期 校舎建設が完了したとき	合併時まで調整する。
栃木市大平学校給食センター施設整備検討協議会 ○ 1 2 人以内 ・ 市議会議員 2 人 ・ 栃木市立小中学校長 2 人 ・ 栃木市立小中学校 P T A 会長 2 人 ・ 県南健康福祉センター職員 1 人 ・ 学校給食に関し識見を有する者 2 人以内 ・ 公募による委員 3 人以内 ○ 任期 施設開設の日まで	設置なし	合併時に統合する。 （西方町には設置なし）
栃木市スポーツ振興審議会 ・ 1 5 名以内 ・ 学識経験者 9 名 ・ 関係行政機関の職員 2 名 ・ 任期 2 年	該当なし	合併時に統合する。 ・ 定数 15 人以内 ・ 任期 2 年 ・ 報酬 （日）8,000 円
栃木市社会教育委員会議 ・ 定 員 15 名以内 ・ 任 期 2 年 ・ 報酬額 月額報酬 8,000 円	西方町社会教育委員会議 ・ 定 員 20 名以内 ・ 任 期 2 年 ・ 報酬額 月額報酬 2,000 円	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市公民館運営審議会 ・ 定 員 20 名以内 ・ 任 期 2 年 ・ 報酬額 月額 4,000 円	西方町公民館運営審議会 ・ 定 員 20 名以内 ・ 任 期 2 年 ・ 報酬額 月額 2,000 円	栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市文化財保護審議会 ・定 員 10 名以内 ・任 期 2 年 ・報酬額 日額 8,000 円	西方町文化財保護審議会 ・定 員 10 名以内 ・任 期 2 年 ・報酬額 日額 2,000 円	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市文化会館運営委員会 ・定 員 10 名以内 ・任 期 2 年 ・報酬額 日額 4,000 円	設置なし	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市図書館協議会 ・定 員 10 名以内 ・任 期 2 年 ・報酬額 日額 4,000 円	設置なし	栃木市の例により合併時に統合する。
とちぎ蔵の街美術館運営協議会 ・定 員 10 名以内 ・任 期 2 年 ・報酬額 日額 4,000 円	設置なし	現行のとおり存続する。
栃木市美術資料選考評価委員会 ・定 員 5 名以内 ・任 期 2 年 ・報酬額 日額 8,000 円	設置なし	現行のとおり存続する。